

所得税制の課税単位に関する一考察

船橋 充

所得税制の課税単位に関する一考察

論文要旨

本稿は、所得税制の課税単位に関する研究を行ったものである。課税単位には、個人単位課税と世帯単位課税とがあるが、現在わが国では個人単位課税のもとで所得税を算出している。個人単位課税では個人間の公平性が満たされるが、世帯間の公平性が満たされないという問題が生じる。世帯間の公平性を満たすためには、世帯単位課税を採用することが必要である。また、給付付き税額控除のような所得保障を税制を通じて考えるのであれば、世帯単位課税を選択することが必要である。そこで本稿では、課税単位を世帯単位課税に変更したときに税負担額がどの様に変化するかシミュレーションを行い、その効果について考察を行った。

本稿では、課税単位を世帯単位課税にしたときの税負担額について『平成 21 年全国消費実態調査』（総務省）を用いてシミュレーションを行った。また、共稼ぎ世帯と片稼ぎ世帯の比率については、『労働力調査年報』（総務省）を用いて 1.36 : 1.00 と計算し、税収計算に用いた。

本稿で用いた世帯単位課税は二分二乗方式であり、世帯の担税力を世帯主とその配偶者のそれぞれの給与収入額から給与所得控除と社会保険料控除を差し引いた残額を合算した所得としている。その所得から 2 人分の基礎控除（38 万円）を行い、その控除後の残額を世帯の課税所得として、その額に 2 分の 1 を乗じた額に税率を適用することとしている。配偶者（特別）控除については、二分二乗方式によって配偶者を考慮していることから一切考慮していない。

担税力の基準について以上の通り前提をおき、本稿でのシミュレーションでは、まず現行の税率を用いて課税単位を世帯単位課税にしたときの税収を計算した。そこで求められた税収と現行制度である個人単位課税のもとの税収とを比較することによって、減収額を算出し、税収中立的な世帯単位課税となるよう、税率表を現行のものから全体的に 1.16 倍することが必要であるとの結果を得た。次に、その結果を踏まえ、新しい税率表のもとで算出される税負担額が個人単位課税のもとで算出される税負担額と比べてどの様に変化するかについて考察を行っている。

シミュレーションの結果から、税率表を全体的に 1.16 倍することによって、共稼ぎ世帯であろうと片稼ぎ世帯であろうと年間収入階級が 800 万円未満の世帯で増税となり、それ以上の世帯では減税となる傾向が明らかになった。

ここまでは、平均のデータを用いていることから、稼得割合が異なる世帯間での比較が行われていない。そこで本稿では、稼得割合を定めて税負担額の変化についてもシミュレーションを行っている。その結果、年間収入階級に関わらず、世帯主とその配偶者の稼得割合が近づくにつれて増税となるという結果が得られた。

世帯単位課税では世帯間の公平性が満たされる。本稿のシミュレーションで得られた結果を受けて、個人単位課税と世帯単位課税のどちらを選択するかについては本稿の検討課題も含めて今後も議論が必要である。本稿で示したシミュレーションにもとづき、世帯単位課税（二分二乗方式）に変更するのであれば、現行の所得税法の規定の見直しが必要である。したがって本稿では、所得税法上の見直すべき箇所を指摘することによって論を結んでいる。

所得税制の課税単位に関する一考察

目次

はじめに	1
第1章 所得税の概要	
第1節 所得税の意義	4
第2節 所得概念	9
第3節 わが国の所得税について	11
第1項 所得税の現状	
第2項 所得税の算出	
第3項 所得税負担率の国際比較	
第4項 所得税の課税最低限	
第5項 所得税の納税義務者と課税単位	
第2章 課税単位論	
第1節 課税単位の類型	22
第2節 課税単位の選択がなぜ問題となるか	24
第3節 わが国の課税単位をめぐる議論の変遷	31
第3章 世帯単位課税への移行による効果	
第1節 担税力の基準	35
第2節 データ及び現行制度にもとづく所得税額の算出	41
第3節 世帯単位課税（二分二乗方式）のもとでの所得税負担	45
第4節 個人単位課税に対して税収中立的な二分二乗方式	51
第5節 稼得割合の異なる夫婦間での税負担	61
第1項 個人単位課税のもとでの所得税負担	
第2項 世帯単位課税（二分二乗方式）のもとでの所得税負担	
おわりに	67
参考文献一覧	
参考資料一覧	

はじめに

本稿は、所得税制の課税単位に関する研究を行ったものである。課税単位には、個人単位課税と世帯単位課税とがあるが、わが国をはじめ多くの国で個人単位課税が採用されている。個人単位課税では個人間の公平性が満たされるが、世帯間の公平性が満たされないという問題が生じる。世帯間の公平性を満たすためには、世帯単位課税を採用することが必要である。また、給付付き税額控除のような所得保障を税制を通じて考えるのであれば、世帯単位課税を選択することが必要である。

そもそも所得税制上、課税単位が問題となるのは累進的な所得課税のもとで税負担を求めているためである。つまり、所得が高まればより高い負担率で課税する累進的な所得課税のもとで、個人単位課税によって税負担額を求める場合、同じ家族構成で、合計した世帯所得が等しい世帯の間では、税負担額が異なる可能性が生じるのである。

個人間の公平性を重視する個人単位課税のもとでは、世帯間の公平性を満たすことができない。つまり、同じ家族構成で合計した世帯所得が等しい世帯の間で税負担額が異なるならば、世帯間の公平性を満たすことができない。したがって、世帯間の公平性を満たすためには、累進的な所得課税を変えない限り、課税単位の変更が必要となる。本稿では、課税単位を世帯単位課税に変更することによって税負担額がどの様に変化するか、シミュレーションを行うことによって明らかにするものである。

本稿の構成は以下の通りである。第1章では、所得税の概要について述べている。第1節で所得税の意義を明らかにし、第2節で所得概念について整理をしている。また、第3節では、わが国の所得税についてその現状と算出方法について整理をし、所得税負担率の国際比較を行っている。そして、所得税の納税義務と課税単位については、わが国では個人としている規定を確認している。

第2章では、課税単位について述べている。第1節では課税単位の類型について整理をし、諸外国の課税単位については *Taxing Wages* (OECD) を用いて整理をしている。また、世帯単位課税の合算分割方式（二分二乗方式）と合算非分割方式の違いについて論じ、合算非分割方式であっても税率表の刻みとな

る金額を二倍にすることによって、税率を変えずに二分二乗方式と同じ税負担額にすることができることを述べている。第2節では、課税単位の選択がなぜ問題となるのかについて論じている。個人間の公平性か世帯間の公平性か、どちらを重視するのかによって選択する課税単位が変わるのであるが、これはわが国をはじめ多くの国で累進的な所得課税を用いていることが原因である。そこで、課税単位を選択する際の基準について、ミードレポート及びオールドマン＝テンブルの原則を参照し、公平性についての検討を行った。第3節では、課税単位についてわが国で行われてきた議論の変遷について、主に政府税制調査会において出されたものについて整理をしている。

第3章では、世帯単位課税のシミュレーションとその結果についての考察を行っている。第1節では、担税力の等しい世帯について同様に課税する場合の担税力をどの様に測るのかという担税力の基準について定めている。第2節では、本稿で行うシミュレーションで用いるデータについて整理をし、現行の個人単位課税のもとでの税負担額を算出している。第3節及び第4節では、世帯単位課税についてシミュレーションを行って税負担額を算出している。共稼ぎ世帯と片稼ぎ世帯の比率を『労働力調査年報』（総務省）を用いて求め、税負担額の合計額、すなわち税収を算出する際に用いている。税収算出にあたっては、まず現行の税率を用いて、世帯単位課税に変更したときに得られる税収を求めた。そこで求めた税収が、個人単位課税のもとで得られる税収に対して中立的なものであるよう、全体的に税率をどの程度引き上げれば良いかを求めている。引き上げ後の税率表をもとに、世帯単位課税のもとで税負担額を算出し、現行の個人単位課税のもとでの税負担額からどの様に変化するのか、その効果について考察をしている。シミュレーションの結果から、税率表を全体的に1.16倍することによって、共稼ぎ世帯であろうと片稼ぎ世帯であろうと年間収入階級が800万円未満の世帯で増税となり、それ以上の世帯では減税となる傾向が明らかになった。

ここまでは、稼得割合の異なる夫婦間での税負担の変化については見ることができなかつたため、第5節で、稼得割合の異なる夫婦間での税負担の変化についてもシミュレーションを行っている。シミュレーションによって、世帯主とその配偶者の稼得割合が近づくほど増税となる結果が得られた。そのうえで、

世帯の課税所得が等しい世帯が等しく課税される世帯単位課税に変更するのであれば、所得税法上の整備が必要である。したがって、最後に所得税法上の見直すべき箇所についても言及し、論を結んでいる。

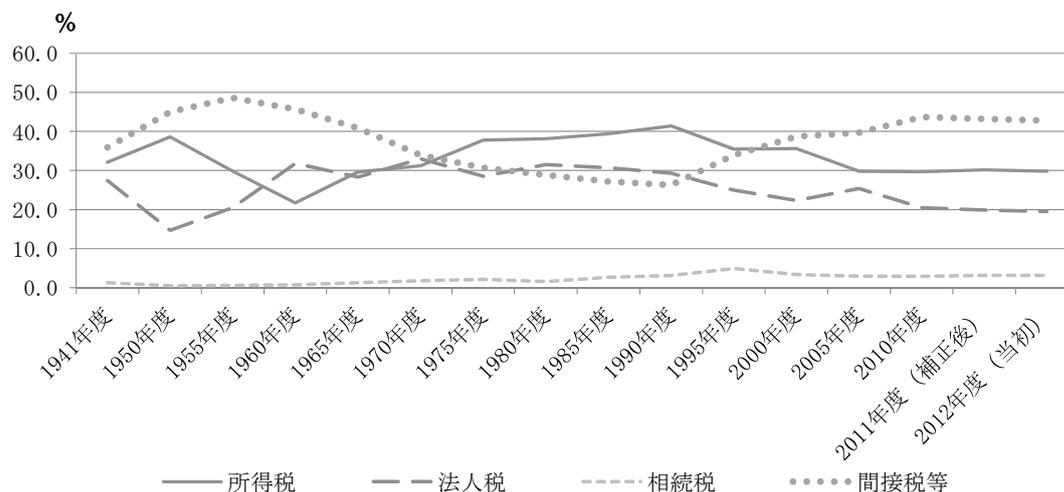
第1章 所得税の概要

第1節 所得税の意義

経済活動において所得を発生する主体は個人と法人であり、ほぼ全ての国で所得課税が実施されている。わが国では、個人所得課税として所得税がある。本節では所得税の意義について、所得税の目的及び効果という視点から述べる。

日本国憲法では「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」と定められており¹、所得税に限らず課税が行われる目的は財源の調達である。

図1-1：わが国における所得税収（構成比）の累年比較



備考)・2010年度以前は決算額であり、2011年度は補正後予算額、2012年度は予算額である。

・財務総合政策研究所(2012)『財政金融統計月報 第722号』、参照。

わが国では図1-1から分かるように、1990年頃から税収に占める所得税収の比率は低下しているが、それでも約30%で国税収入の重要な基幹となっている。2011年分の所得税収は13兆4,000億円であり²、その内、源泉所得税額は12兆8,477億円である³。このことから、所得税収の約95%が源泉徴収によっていることがわかる。また、同年の源泉徴収税額の内訳をみると、給与所得が

¹ 日本国憲法 第30条、引用。

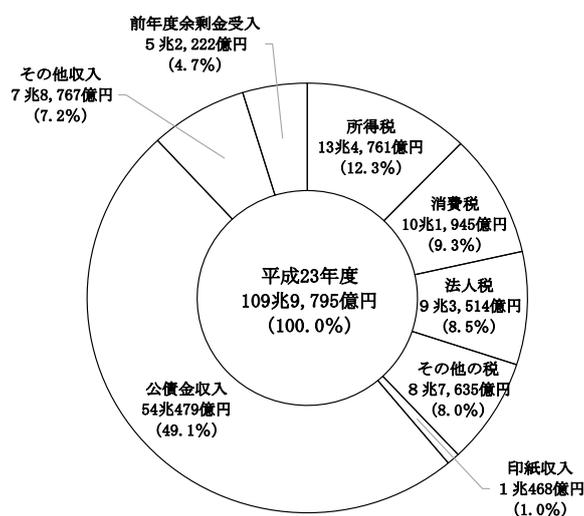
² 財務総合政策研究所(2012)『財政金融統計月報 第722号』、参照。

³ 国税庁(2011)『国税庁統計年報』、参照。

9兆6億円と源泉徴収税額の約70%を占めており⁴、国税収入のうち給与所得によるものが最も多いことがわかる。

また、財政規模に対する所得税の規模については図1-2に示している。平成23年度決算で、歳入の約50%を公債金収入で賅っており、約40%が租税及び印紙収入である。その中でも所得税は、わが国の歳入の12.3%を賅っている。これは公債金収入に次ぐ規模であり、租税及び印紙収入では最も高い比率であることから、わが国の財政規模に対する所得税の規模は重要な大きさであるといえる。

図1-2：わが国の財政規模と所得税の関係



出所) 財務省 HP『平成23年度 一般会計歳入・歳出決算の概要』、引用。

https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/account/fy2011/ke2411.htm

(2013年12月11日、現在。)

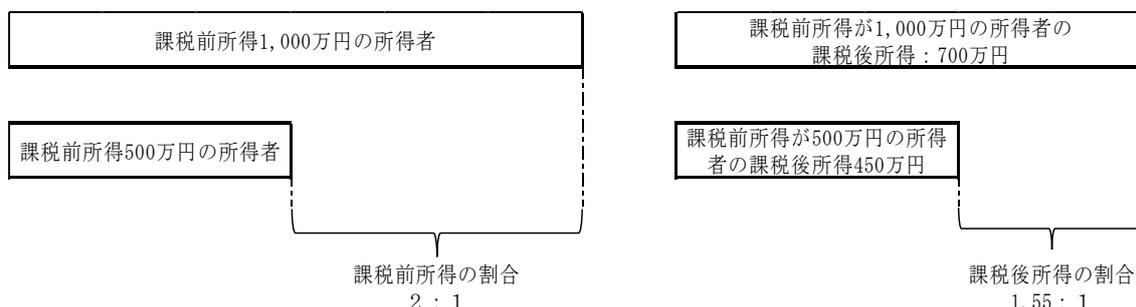
備考) 数値は、平成23年度一般会計の歳入決算額である。

累進構造をもつ所得税は所得の再分配効果をもっている。例えば、図1-3で示すように、課税前所得が1,000万円の所得者と課税前所得が500万円の所得者がいる場合、その割合は2対1である。ここで、1,000万円の所得者に30%、500万円の所得者に10%の税率で所得税を課した場合、1,000万円の所得者の

⁴ 国税庁(2011)『国税庁統計年報』、参照。

課税後所得は 700 万円となり、500 万円の所得者の課税後所得は 450 万円になる。その結果、課税後所得の割合は 1.55 対 1 で、課税前よりも所得の不平等が縮小する。所得税が累進構造であるのは税負担の公平性を確保するためであり、累進課税によって負担を課したことによって不平等を縮小する効果をもっているのである。

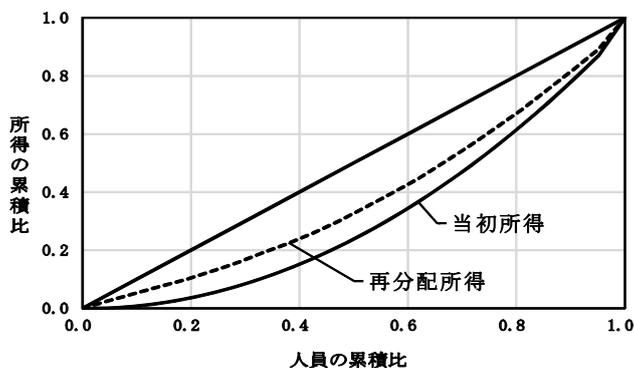
図 1 - 3 : 所得税の所得再分配効果



ここで、所得再分配効果の具体的な数値を、『所得再分配調査報告書』（厚生労働省）をもとに検討する。ここでは所得の差を図る指標としてジニ係数を用いる⁵。ジニ係数とは、所得がどの程度高所得者層に集中しているかを示す指標

⁵ ジニ係数を算定するためには、ローレンツ曲線と呼ばれる曲線を求める必要がある。なぜならばジニ係数は、均等分布線とローレンツ曲線で囲まれた面積が、均等分布線以下の三角形の面積に対してどの程度の比率があるかを求めるものであるためである。ローレンツ曲線は、横軸に所得の低い順から並べた人員の累積比をとり、縦軸にそれに対応する所得の累積比をとる。図 1 - 4 では、2008 年のデータを用いてローレンツ曲線を描いている。図中の 45 度線が均等分布線とよばれるもので、仮に所得の差が全くなければ均等分布線と同じ線を描き、均等分布線に近い状態であればあるほど所得の差が小さいことを示す。図中では、実線が当初所得のローレンツ曲線であり、点線が再分配所得のローレンツ曲線である。このローレンツ曲線を見ても、点線のローレンツ曲線の方が均等分布線に近づいており、所得の再分配効果があるといえる。

図 1 - 4 : 2008 年におけるローレンツ曲線



備考) 厚生労働省 (2010) 『平成 20 年 所得再分配調査報告書』、参照。

である。その値は0から1の間をとり、1に近いほど所得が高所得者層に集中していることを示す。表1-1は、1996年から2008年までのジニ係数を示したものである。どの調査年でも、再分配所得のジニ係数が当初所得のジニ係数より低くなっていることがわかり、公的負担と給付が再分配の効果があることがわかる。また、当初所得のジニ係数から再分配所得のジニ係数を差し引き、当初所得のジニ係数で除した値、すなわち再分配によってどの程度ジニ係数が改善されたかを示す再分配係数は、2008年で29.3%とこの期間の中で最高の改善度となった。

表1-1：わが国における所得再分配にかかるジニ係数の推移

調査年	当初所得 A	再分配所得 B	再分配係数 (A-B)/A
1996	0.4412	0.3606	18.3%
1999	0.4720	0.3814	19.2%
2002	0.4983	0.3812	23.5%
2005	0.5263	0.3873	26.4%
2008	0.5318	0.3758	29.3%

出所) 厚生労働省(2010)『平成20年 所得再分配調査報告書』、引用。

備考)・当初所得とは、雇用者所得、事業所得、農耕・畜産所得、財産所得、家内労働所得及び雑収入並びに私的給付(仕送り、企業年金、生命保険金等の合計額)の合計額をいう。

・再分配所得とは、当初所得から税金、社会保険料を控除し、社会保障給付(現金、現物)を加えたものである。

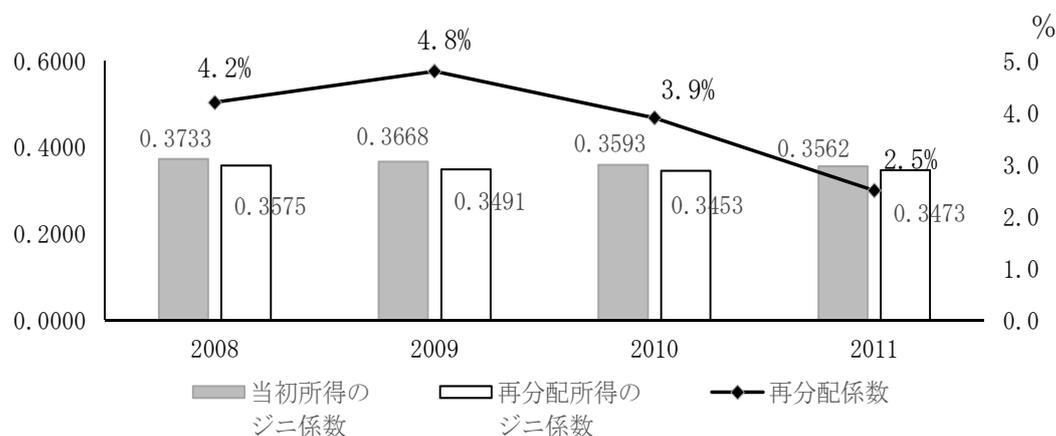
この調査には、所得税以外の租税や社会保障による効果も反映されているため、改善された度合いの全てが所得税によるものではない。そこで所得税の改善度を、『民間給与実態統計調査』(国税庁)にもとづいて計算すると、図1-5の通りにまとめられる。

当初所得は、当該調査に記載されている給与総額を用い、再分配所得は、給与総額から同じく記載のある税額を差引いたものである。

図1-5によれば、2010年の再分配所得のジニ係数は、2009年の再分配所得のジニ係数よりも低く、前年より再分配後の所得の差が縮まっていることがわかるが、2010年の再分配係数は2009年の再分配係数よりも低下し、改善の

度合いは 2010 年の方が低いといえる。

図 1 - 5 : 所得税の再分配効果の推移



備考) 国税庁 (各年版) 『民間給与実態統計調査』を用いて算出。

また、累進構造をもつ所得税は経済安定化機能をもつ。わが国の戦後の税制の基礎となったシャープ勧告では、税制は他の目的に反しない限り安定的作用をはたらかせるべきであるとし、その目的の達成のためにシャープ勧告では、経済の安定に自動的に貢献する税制の必要性和、その方法として累進的な所得税制が重要な役割を担うべきと勧告している⁶。累進構造をもつ所得税が経済の安定化機能をもつということの意味は、例えばインフレ期には、名目所得が高まるにつれ適用される税率も高まるため、過度な投資や消費を抑制するはたらきをもつ。過度な投資や消費が抑制できればインフレーションの抑制になる。また反対に、不況期で極度に所得が低くなった場合でも、所得が低下したことにより、適用される税率が低くなるので可処分所得の減少を抑えるはたらきをもち、デフレーションを回避することに繋がる。シャープ勧告では、この経済安定化機能を累進的な所得税制によって構築すべきであるとの見方を示している。

⁶ GHQ (1949) p.19、参照。

第2節 所得概念

所得税には、その所得の源泉や性質に応じて分類し、所得の種類ごとに課税する分類所得税と、全ての所得を合算したうえで、一つの累進税率表を適用することによって課税する総合所得税とがあり、わが国では、総合所得税を原則としている。わが国では税制上、所得を10種類に分類していたり、分離課税を認めていたりするが、分類した後に最終的には所得を合算することを原則としており、また分離課税も例外的に認めているにすぎないことから、完全ではないものの総合所得税によっているといえる。総合所得税については、包括的所得概念とよばれる所得概念が用いられる。そこで本節では、課税ベースとしての所得をどの様にして測るかについて検討する。

金子（2011）によれば、「真の意味における所得（real income）は、財貨の利用によって得られる効用と人的役務から得られる満足を意味するが、これらの効用や満足を測定し定量化することは困難であるから、所得税の対象としての所得を問題にする場合には、これらの効用や満足を可能にする金銭的価値で表現せざるをえない。」⁷とあり、本稿でもこの考え方に従う。つまり、所得を財やサービスの消費からの効用を金銭価格で表したものとする。財やサービスの消費は、実際に消費する金銭価格を測る場合と、その消費に必要な金銭を新たに得た収入額を測る場合とがある。以下では、所得を消費面から測る場合と収入面から測る場合とにわけ、それぞれの所得の捉え方についてみる。

まず、所得を消費面から測る場合、各人の収入のうち、財やサービスの購入に充てられた場合のその購入した価格をもって所得とする。この場合、財やサービスを購入したその消費額を消費者に申告させ消費税を納税させる方法がある。この方法を用いていた国（インド、スリランカ）もあったが、すぐに廃止されている。その理由は、税務当局が消費者の消費額を捕捉することが困難を極めたことが大きい。その後、消費の価格をどの様に測るかについては、ミードレポートで検討がなされ、その中では貯蓄は所得の範囲から外れている。つまり、消費をC、収入をYとし、貯蓄をSとすると、

$$C = Y - S$$

⁷ 金子（2011）p.173、引用。

と表される。ミードレポートで検討されたこの方法によれば、前述した、消費額を消費者に申告納税させる方法で生じた、税務当局が消費者の消費額を捕捉しなければならないという問題も、収入額と貯蓄額の捕捉に置き換えることができる。ただし、毎年の貯蓄額（資産残高）を税務当局が捕捉することは実際には困難で、ミードレポートで示された支出の定義を用いた課税はこれまでに実施されたことはない。

所得を収入面から測る場合、所得は各人が得た収入額であり、取得型所得概念ともいわれる。各人が得た収入額の範囲の捉え方には、所得源泉説とよばれるものと包括的所得概念とよばれるものとの2つがある⁸。所得源泉説では、所得を規則的・反復継続的に得たものだけに限定し、偶発的・一時的に得たものは所得に含まないとみなされる。包括的所得概念では、所得を包括的に捉えており、規則的・反復継続的に得たもの以外にも、偶発的・一時的に得たものも所得に含まれる。この偶発的・一時的に得た所得としては、例えば、株や土地等の値上り益であるキャピタル・ゲインがあげられ、包括的所得概念のもとではこれも所得に含まれる。同様に、帰属所得についても所得に含まれることになる。帰属所得とは、例えば、農家の自家消費がこれにあたる。米を生産する農家を想定すると、農家は収穫した米を市場を通して売却することにより所得を得ることができる。一方で、農家が収穫した米を自身で消費することもできる。この様に、自身が収穫した米を自身で消費した場合、それは自分で自分に売却し所得を得たと考えることができ、これを帰属所得とよぶ。給与所得者の場合、配偶者が行う家事サービスは、世帯主がその配偶者に対して価を支払って家事サービスを購入していると考えれば、その配偶者に所得が発生していることになる。この帰属所得は、規則的・反復継続的に発生するのであれば所得源泉説のもとでも所得として捉えられ、包括的所得概念のもとでは規則的・反復継続的に発生していなくても所得として捉えられる。

包括的所得概念⁹は、シャンツ、ヘイグらによって二時点間の経済力の増加と定義されている。ここに、所得を Y 、消費を C 、期間の始めにおける資産の価格を A_0 、期間の終わりにおける資産の価格を A_1 とすれば、包括的所得概念で

⁸ 所得源泉説と包括的所得概念については、藤田（1992）、金子（2011）が詳しい。

⁹ 以下、藤田（1992）pp.18-19を参照する。

は所得は、

$$Y = C + A_1 - A_0 \quad (1)$$

と表される。この定義は所得を使用あるいは処分した側面、すなわち流出した側面から捉えている。しかし日常的に所得とは、流入した側面から捉えられる。そこで、シャンツらが定義した所得概念が流入面から捉えた場合でも説明できることを示す。賃金を W 、利子を I 、贈与を G 、そして所有している資産の値上がり額、又は値下がり額を Z としたとき、流入面から捉えた所得、すなわち期間の終わりにおける資産の価格は、

$$A_1 = A_0 + W + I + G + Z - C \quad (2)$$

と表される。(2) 式を (1) 式に当てはめると、

$$Y = C + A_0 + W + I + G + Z - C - A_0$$

となり、

$$Y = W + I + G + Z \quad (3)$$

となる。このとき、(1) 式と (3) 式の左辺はともに所得 Y であるから、(1) 式 = (3) 式すなわち、

$$Y = C + A_1 - A_0 = W + I + G + Z$$

と表され、シャンツらが定義した所得概念は流入面、すなわち源泉面からも同じく捉えることができる。

所得の捉え方については、消費面から捉えて課税することが実際に困難であることから、どの国においても収入面から捉えており、本稿でも所得は収入面から捉えるものとする。また所得の範囲については、偶発的・一時的なものであっても、それは所得者の担税力を高めることになると考えられることから、わが国ではこれまで一般的に包括的所得概念が支持されている¹⁰。

第3節 わが国の所得税について

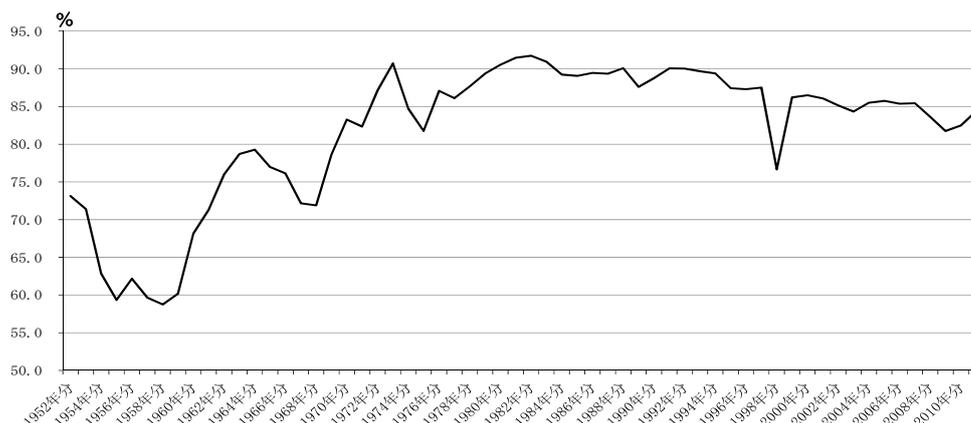
第1項 所得税の現状

第1節で述べたように、わが国の所得税は、給与所得からの税収が70%を占

¹⁰ 近年では、北欧諸国を中心に資本所得に分離課税を行い、その他の所得は合算して累進税率表を適用する、いわゆる二元的所得税がその広まりを見せている。

めている。その給与所得者の納税者比率は図1-6の通り、2011年分で給与所得者の84%が納税者であり、1990年頃から、1998年を除いてその割合は常に80%を超えている。

図1-6：わが国における給与所得者の納税者比率



備考) 国税庁(2011)『民間給与実態統計調査』、参照。

上述のように、所得税にはその源泉によって区分して課税する分類課税と、全ての所得を合算して課税する総合課税がある。わが国では第二次世界大戦後のシャープ勧告により、所得を包括的に捉えることによる総合課税が原則となった。わが国の所得税制は、所得税法第23条から第35条までの規定によって所得を①利子所得、②配当所得、③不動産所得、④事業所得、⑤給与所得、⑥退職所得、⑦山林所得、⑧譲渡所得、⑨一時所得、⑩雑所得の10種類に分類しているが、最終的にはすべての所得を合算し、一つの累進税率表を適用することを原則とする、総合課税を採用している。しかし、総合課税であっても、利子所得の源泉分離課税に代表されるように、総合課税が完全に実現しているわけではない。また、未実現のキャピタル・ゲインや帰属所得については原則として課税の対象から除外されている。この点については、これらを所得から除外することを容認しているのではなく、課税が困難であることから除外されているものであり、所得である以上、課税ベースに含まれるべきである。帰属所得を例にとると、所得税法では、「居住者がたな卸資産(これに準ずる資産として政令で定めるものを含む。)を家事のために消費した場合又は山林を伐採し

て家事のために消費した場合には、その消費した時におけるこれらの資産の価額に相当する金額は、その者のその消費した日の属する年分の事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。」¹¹としており、事業者が仕入れたたな卸資産を自家消費した場合は、その資産の価額を収入金額に算入する規定であって、帰属所得が所得を構成する規定になっている。

第2項 所得税の算出

ここでは、所得税の納税義務者と税額が最も多い給与所得を例にその計算方法を説明する。給与所得は給料として支払いを受けた額（収入額）とイコールではなく、収入から経費額を差し引いた後の額が給与所得の額となる。つまり給与所得は、

$$\text{給与所得} = \text{給与収入} - \text{経費}$$

と計算される。給与所得については、経費を概算額で求めることが認められており、それが給与所得控除額である。表1-2は、平成24年の給与所得控除額を求めるための控除率表である。ここで世帯主の給与収入が750万円であった場合、給与所得は、

$$\begin{aligned} &750 \text{万円} - (180 \text{万円} \times 40\% + (360 \text{万円} - 180 \text{万円}) \times 30\%) + \\ &(660 \text{万円} - 360 \text{万円}) \times 20\% + (750 \text{万円} - 660 \text{万円}) \times 10\% \\ &= 555 \text{万円} \end{aligned}$$

と計算される。

表1-2：給与所得控除の控除率表

給与収入金額	控除率
180万円以下	40%
180万円超 360万円以下	※65万円に満たない場合は65万円 30%
360万円超 660万円以下	20%
660万円超 1,000万円以下	10%
1,000万円超	5%

備考) 所得税法 第28条。

¹¹ 所得税法 第39条、引用。

なお、給与所得控除額を超える経費がある場合には、概算額ではなく実際の経費を算出して給与収入から差し引く特定支出控除も認められている¹²。しかし、特定支出控除の対象となる範囲が限定的であることや、林（2002）が指摘するように、現行の給与所得控除の水準が高いことにより適用できる者が少ないと考えられる¹³。平成23年の税制改正で、平成25年分より特定支出控除の対象となる範囲が拡充されたため、これまでに比べれば適用される者が増加すると推測できるが、特定支出控除の適用対象者を広げることは、確定申告を行う者を増加させることにつながり、徴税コストが増加するおそれもある。

所得税の算出においては、ここで計算された給与所得がそのまま税率を適用する課税所得とはならず、種々の目的によって定められた所得控除を差し引き、その残額が課税所得となる。つまり、

$$\text{課税所得} = \text{給与所得} - \text{所得控除}$$

と計算される。

所得控除の目的と控除項目は、以下のように大別できる。

- ① 課税最低限を保障するためのもの：基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除
- ② 担税力の減殺を考慮するためのもの：雑損控除、医療費控除
- ③ 社会政策上の要請によるもの：社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄付金控除、小規模企業共済等掛金控除
- ④ 個人的事情を考慮するためのもの：寡婦（夫）控除、障害者控除、勤労学生控除

これをモデルケース¹⁴に当てはめると、基礎控除（38万円）、配偶者控除（38万円）、扶養控除（38万円と63万円）¹⁵、社会保険料控除（750万円×10%）

¹² 所得税法 第57条の2では、特定支出控除の対象を、①通勤費、②移転費、③研修費、④資格取得費、⑤帰宅旅費の5つのみを定めている。

¹³ 林（2002）では、給与所得獲得のための経費を5分位階級別に推計しており、何れの階級においても経費割合は6%から8%であると推計している。（林（2002）p.121、参照。）

¹⁴ ここでは、世帯主のみが給与所得者である片稼ぎ世帯で、高校生と大学生の扶養者がいる夫婦2人世帯をモデルとしている。

¹⁵ 扶養控除は、扶養親族の年齢によって控除額が変わる。

① 一般の控除対象扶養親族（扶養親族が16歳以上）・・・38万円

② 特定扶養親族（扶養親族が19歳以上23歳未満）・・・63万円

③ 老人扶養親族で納税者と同居している場合（扶養親族が70歳以上）・・・58万円

④ 老人扶養親族で納税者と同居していない場合（扶養親族が70歳以上）・・・48万円

を給与所得から差し引く。そして社会保険料控除については、以下の表 1 - 3 の通り財務省が公表している簡易計算表に当てはめて計算することとする。

表 1 - 3 : 財務省による社会保険料控除の簡易計算表

給与収入金額	割合	加算額
900万円以下	10%	—
900万円超 1,500万円以下	4%	540,000円
1,500万円超	—	1,140,000円

出所) 財務省 HP『所得税の課税差最低限の内訳及び算出方法』、引用。

http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/income/043.htm

(2012年11月11日、現在。)

したがってモデルケースの場合、課税所得は、
 $555 \text{ 万円} - (38 \text{ 万円} + 38 \text{ 万円} + 38 \text{ 万円} + 63 \text{ 万円} (750 \text{ 万円} \times 10\%))$
 $= 555 \text{ 万円} - 252 \text{ 万円}$
 $= 303 \text{ 万円}$

となり、ここで表 1 - 4 の累進税率表を適用する。

$195 \text{ 万円} \times 5\% + (303 \text{ 万円} - 195 \text{ 万円}) \times 10\%$
 $= 20 \text{ 万 } 5,500 \text{ 円}$

これから、二重課税排除を目的とした配当控除や外国税額控除といった税額控除項目を控除して世帯主の税額が決定される。これらの税額控除がなければモデルケースの世帯主の税額は 20 万 5,500 円となる。

表 1 - 4 : 所得税の税率表

所得金額	限界税率
195万円以下	5%
195万円超 330万円以下	10%
330万円超 695万円以下	20%
695万円超 900万円以下	23%
900万円超 1,800万円以下	33%
1,800万円超	40%

備考) 所得税法 第 89 条。

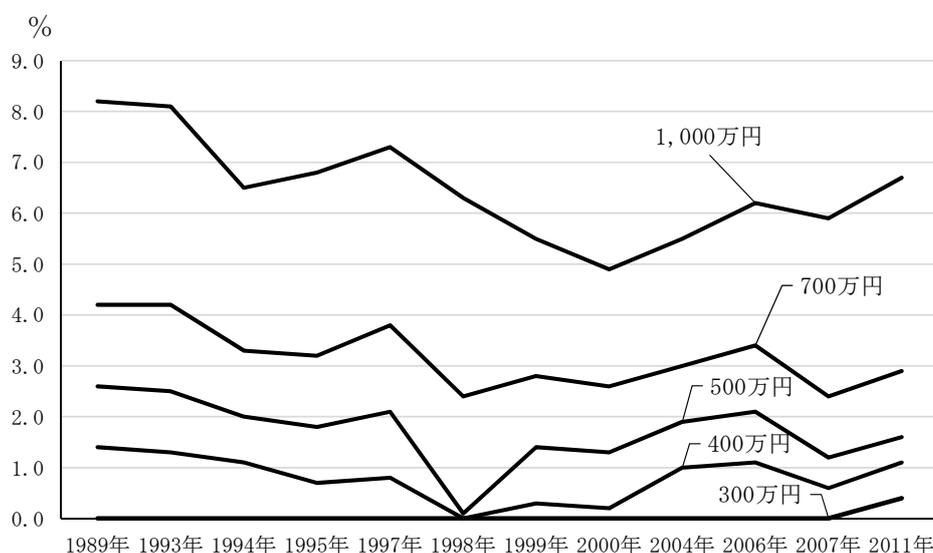
第3項 所得税負担率の国際比較

前項のモデルケースの税額、20万5,500円を給与収入で除した所得税負担率は2.74%となる。平成に入って以降のわが国の所得税負担率は図1-7でその推移を示している。これを見ると、年間給与収入額が700万円までの世帯では概ね4.0%までの負担率で推移しており、2011年では、3.0%未満である。また、この他に3つの変動があげられる。1つ目の変動は、1998年の負担率の低下である。これは定額減税が実施されたことに起因する。この減税は、給与所得者については源泉徴収される税額を減少させる方法で実施され、所得税につき給与所得者本人に対して1万8,000円、その配偶者や扶養親族に対してはそれぞれ9,000円の減税がなされた¹⁶。年間給与収入額が400万円である者（夫婦2人世帯）の税額は1997年には3万3,000円であったが、1998年の定額減税で4万5,000円の減税がなされたため、1998年の税負担額は0円であり、所得税負担率も0%となっている。2つ目の変動は、2007年の負担率の低下である。これは所得税から住民税への税源移譲によるもので、所得税額を減額し、その分を住民税額に移譲するものである。そのため、所得税額及び所得税負担率は下がっているが、住民税と合わせれば負担の変化はない。3つ目の変動は、2011年の負担率の上昇である。これは、扶養控除に係る制度改正に伴うものである。この改正では、15歳未満の年少扶養親族に対する1人当たり38万円の所得控除と、16歳以上19歳未満の1人当たり63万円のうち、上乘せ部分の25万円の所得控除が廃止されたものである¹⁷。したがって、単身者世帯や夫婦のみ世帯では所得税負担率の変化は見られない。

¹⁶ 1998年の定額減税は、所得税と個人住民税合わせて2兆円の規模で実施された。なお、個人住民税の減税額は、勤労者に対しては8,000円、その配偶者や扶養親族に対してはそれぞれ4,000円である。

¹⁷ 2010年4月1日に施行された、子ども手当の支給に伴って廃止されたものである。子ども手当では、中学校修了までの子ども（15歳未満）一人につき、月額で1万3,000円がその子どもの扶養者に支給されるものである。この支給に係る所得制限は設けられていなかった。

図 1 - 7 : わが国の所得税負担率の推移

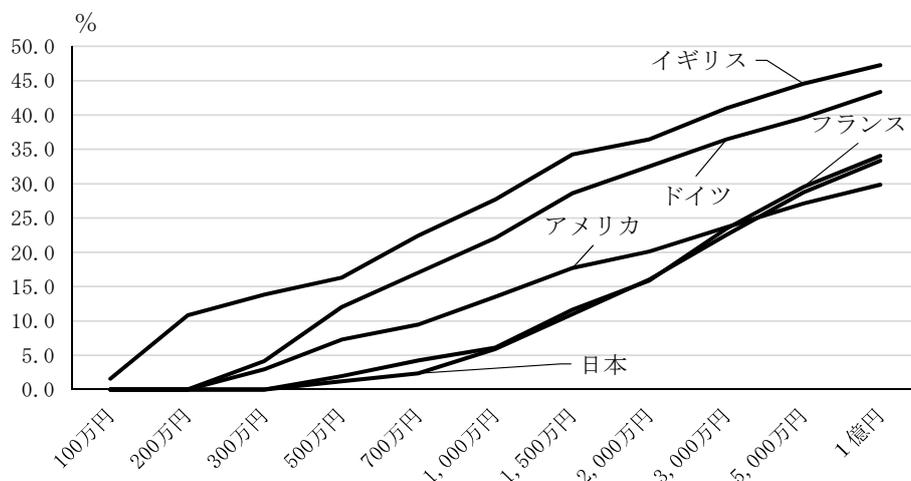


備考)・財務総合政策研究所(2012)『財政金融統計月報第722号』、参照。

・夫婦子2人の世帯の年間給与収入額に対する所得税負担率を示している。

わが国の所得税負担率は以上のような推移をしてきたが、現在の負担の状況を諸外国と比較したものが図1-8である。イギリスでは、年間給与収入額が200万円の世帯で所得税負担率が10%を超えている。また、年間給与収入額が1,000万円までの世帯でみても、日本とアメリカ、イギリス及びドイツとの所得税負担率は大きく異なっており、日本はフランスと近い値をとっている。

図 1 - 8 : わが国と諸外国の所得税負担率の比較



備考)・財務総合政策研究所(2012)『財政金融統計月報 722号』、参照。

- ・各国とも、夫婦子2人の世帯の年間給与収入額に対する所得税負担率を示している。
- ・邦貨換算レート：1ドル78円、1ポンド123円、1ユーロ106円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成23年11月中における実勢相場の平均値)。

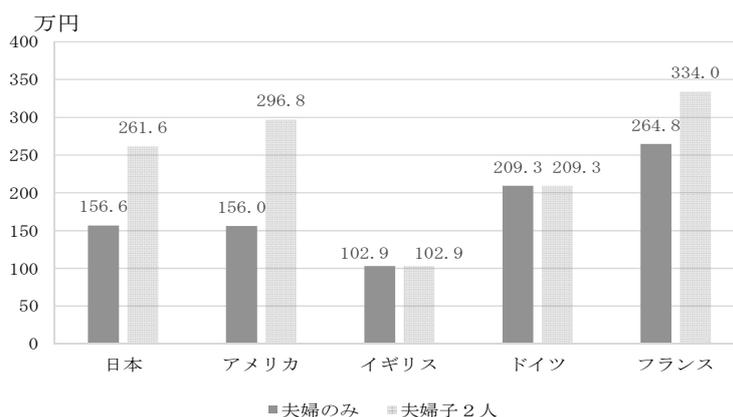
第4項 所得税の課税最低限

所得税の算出の際に用いる基礎控除や配偶者控除、扶養控除といった人的な所得控除は、課税最低限を構成している。課税最低限は、最低生活費を担税力とはみなさず、課税の対象から除外するために設けられているものである。基礎控除は年額38万円であるが、この控除額を最低生活費として生計を立てることは難しい。しかし、給与所得者には給与所得控除が認められており、最低でも65万円を控除することができる。したがって、単身者の場合には基礎控除と併せて103万円が課税最低限となる。また、扶養親族がある場合には、その数に応じて課税最低限が変化する。

わが国の課税最低限を諸外国の課税最低限と比較すると図1-9のようになり、これだけを見ると諸外国と比べて特別低水準でもなければ高水準でもないように見える。夫婦子2人の世帯では、1人は特定扶養親族に該当し扶養控除の適用を受けることができるが、もう1人は13歳としており、扶養親族に該

当しない子としていることから、扶養控除の適用対象外である。しかし、扶養控除の適用対象外ではあるが、その子が13歳であることから児童手当の支給対象者となる¹⁸。児童手当の支給額は13歳（中学生）であれば月額1万円であり年間12万円の支給を受ける。年間12万円の支給を、最低税率の5%で割り戻せば、課税最低限は240万円となる。つまり、児童手当として受ける年間12万円の給付は課税最低限を240万円分増加させることになる。これを現在のわが国の課税最低限である261万6,000円に加算すれば、501万6,000円となる。これを諸外国の課税最低限と比較すれば、夫婦子2人の世帯の課税最低限は突出して高いことがいえる。

図1-9：わが国の課税最低限と諸外国の課税最低限



出所) 財務省 HP『所得税の課税最低限及び税額と一般的な給付の給付額が等しくなる給与収入の国際比較』、参照。

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/income/028b.htm

(2013年4月3日、現在。)

備考)・日本の子2人の場合、1人が特定扶養親族に該当する子とし、もう1人は13歳とし扶養親族に該当しない子である。

・邦貨換算レート：1ドル80円、1ポンド127円、1ユーロ102円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成24年（2012年）5月中における実勢相場の平均値）。

¹⁸ 2012年3月までは、子ども手当であったが、2012年4月より児童手当となり、中学校修了までの国内に住所を有する児童が支給対象となる。

第5項 所得税の納税義務者と課税単位

わが国の現行の制度は、原則として個人の所得を包括的所得概念によって把握しており、納税義務者は個人としている。そこでこれより、わが国の所得税制が定める納税義務者について概観し、所得税を課す単位について検討する。

所得税の納税義務者について、所得税法では、「居住者は、この法律により、所得税を納める義務がある。」¹⁹と規定している。そして居住者とは、「国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて一年以上居所を有する個人をいう。」²⁰と規定されている。しかし、住所及び居所に関しては所得税法上の定めがないことから、民法上の借用概念で判断することとなり、それを受けて、所得税法基本通達2の1では、「法に規定する住所とは各人の生活の本拠をいい、生活の本拠であるかどうかは客観的事実によって判定する。」としている。客観的事実については、社会的結びつきや経済的結びつきによって個別に判定される。所得税法第5条2項では、非居住者についても、国内源泉所得を有するとき、所得税を納める義務がある旨の規定がなされている。非居住者とは、居住者以外の個人を指しており、国内源泉所得は、日本国内に源泉がある所得であり、たとえば国内において行う事業から生じた所得や、国内にある資産の運用などから生じた所得をいう。

納税義務者である居住者及び非居住者は、ともに個人と規定されている。しかし、納税義務者が個人と規定されている場合であっても、税負担額の算出の単位である課税単位も個人であるとは限らない。つまり、納税義務が個人であっても、課税単位が世帯であることもあり得る。シャウプ勧告による改正前のわが国の所得税法では、世帯の所得を合算して所得税額を算出するが、所得税を各個人の所得額に按分して各個人が納税をする旨、規定していた。つまり、課税単位は世帯であったが納税義務者は個人であった。現在のわが国の所得税法では、「居住者に対して課する所得税の額は、次に定める順序により計算する。」²¹という規定があり、このことから、所得税は居住者個人に対して課して

¹⁹ 所得税法 第5条1項、引用。

²⁰ 所得税法 第2条3項、引用。

²¹ 所得税法 第21条1項、引用。

いることが分かる²²。しかし、税額計算をする単位である課税単位には世帯を単位として課税する世帯単位という類型もあり、どちらかが絶対的に正しいものとして存しているわけではない。そこで、次章より課税単位の概要をみて、わが国の課税単位に関する研究をすすめていく。

²² 非居住者についても、所得税法第 164 条 1 項で、「非居住者に対して課する所得税の額は、次の各号に掲げる非居住者の区分に応じ当該各号に掲げる国内源泉所得について、次節第一款（非居住者に対する所得税の総合課税）の規定を適用して計算したところによる。」という規定があり、居住者と同じく、所得税が非居住者個人に対して課していることが分かる。

第2章 課税単位論

第1節 課税単位の類型

前章では、所得税の意義や所得概念について検討し、わが国の所得税について概観した。そこでは、所得税の算出について、所得税の額を居住者に対して課すると規定しているわが国の所得税法に則っていた。しかし、所得税を算出するにあたり、その計算の単位を個人とすることが絶対的に正しいものではない。個人単位課税では個人間の公平性は満たされるが、世帯間の公平性は満たされない。世帯間の公平性を満たすためには、世帯単位課税を採用する必要がある。また、給付付き税額控除のような所得保障を税制を通じて考えるのであれば、世帯単位課税を選択することが必要である²³。

次節で所得税制のもとでなぜ課税単位が問題となるかを検討するが、そのために、まず本節で課税単位の類型を整理する。

所得税の課税単位には2つの類型が存在する。1つは、世帯の所得を合算して税額を算出する世帯単位である。もう1つは、個人の所得に対して税額を算出する個人単位である。

世帯単位課税では、世帯の所得を合算した後、その所得を分割する方式と分割しない方式とにわかれる。前者を合算分割方式といい、後者を合算非分割方式という。また、合算分割方式の場合、分割する除数を夫婦2人とすれば、二分二乗方式となり、子供まで含めればN分N乗方式となる。わが国では個人単位課税が選択されているが、諸外国で選択されている課税単位は表2-1で示したように一様ではない。

²³ 個人単位課税のまま給付付き税額控除を導入すると、例えば、所得のない被扶養者も給付の対象になる可能性が生じる。したがって、世帯として給付を受ける対象となるのかどうかの判定が必要となり、そのためには世帯単位課税の選択が必要である。林（2011）では「すべての所得を包括的に捉えるとともに、世帯単位でのシステムの構築が必要となる」と述べている。（林（2011）pp.217-218、引用。）

表 2 - 1 : 諸外国で選択されている課税単位

個人単位を採用している国：24カ国			
オーストラリア	デンマーク	日本	スロベニア
オーストリア	フィンランド	韓国	スウェーデン
ベルギー	ギリシャ	メキシコ	トルコ
カナダ	ハンガリー	オランダ	イギリス
チリ	アイスランド	ニュージーランド	イスラエル
チェコ	イタリア	スロバキア	ポーランド
世帯単位を採用している国：5カ国			
エストニア	合算非分割方式	ポルトガル	二分二乗方式
フランス	N分N乗方式	スイス	複数税率表を用いる
ルクセンブルク	二分二乗方式		
個人単位と世帯単位との選択制の国：5カ国			
ドイツ	世帯単位は二分二乗方式による	アメリカ	世帯単位は二分二乗方式により、複数税率表を用いる
アイルランド	世帯単位は複数税率表を用いる	スペイン	世帯単位は合算非分割方式による
ノルウェー	世帯単位は合算非分割方式による		

備考) OECD(2011)各国の課税単位を示す各ページ、鎌倉 (2009) p.110、参照。

世帯単位課税の合算分割方式である二分二乗方式は前述の通り、夫婦の所得を合算した所得を二分する。その二分した所得に対して税率を適用して算出された税額を二倍することで世帯の税額とするものである。これに対して世帯単位課税の合算非分割方式は、世帯人員の所得を合算した金額に対して税率を適用して算出された税額を世帯の税額とするものである。この方式は二分二乗方式と異なり、複数の稼得者がいる場合には課税所得が高まり累進的な税率表が適用されるために税負担も重くなる。しかし、これは二分二乗方式で適用されている税率をそのまま適用した場合であって、税率が適用される課税所得の区分を変えることで、二分二乗方式で算出される税額と同じ税額にすることができる。例えば表 2 - 2 と表 2 - 3 は、二分二乗方式で求めた税額と、合算非分割方式で求めた税額を示している。二分二乗方式の課税所得と限界税率を基準に、合算非分割方式では、課税所得の区分を二倍に設定し、限界税率は二分二乗方式のものをそのままにすることで同じ税負担額になる。

表 2 - 2 : 二分二乗方式による税額 (単位 : 万円)

課税所得	100	200	300	400	500	600	700	800	900	1000
二分	50	100	150	200	250	300	350	400	450	500
限界税率	10%	10%	10%	10%	15%	15%	15%	15%	30%	30%
税額	5	10	15	20	27.5	35	42.5	50	65	80
二倍	10	20	30	40	55	70	85	100	130	160

備考) 限界税率は以下の通りに設定している。

課税所得 200 万円以下 10%

課税所得 200 万円超 400 万円以下 15%

課税所得 400 万円超 30%

表 2 - 3 : 合算非分割方式による税額 (単位 : 万円)

課税所得	100	200	300	400	500	600	700	800	900	1000
限界税率	10%	10%	10%	10%	15%	15%	15%	15%	30%	30%
税額	10	20	30	40	55	70	85	100	130	160

備考) 限界税率は以下の通りに設定している。

課税所得 400 万円以下 10%

課税所得 400 万円超 800 万円以下 15%

課税所得 800 万円超 30%

N分N乗方式は、二分二乗方式と同様に合算分割方式ではあるが、例えばN分N乗方式を採用しているフランスでは、家族除数制度が用いられており、子どもを1/2としてカウントしている。夫婦と子ども3人の世帯での世帯所得が1,000万円であった場合、その所得を2.5で除した所得、すなわち400万円に税率を乗じる。そしてその税額を再び2.5で乗じて世帯の所得税額とするものである。この制度では、世帯所得が同じでも除数であるNが多くなればなるほど所得税額が低くなり、子どもの数が多くなればなるほど税負担が軽くなる。

本節では、課税単位の類型について整理をしたが、次節では、所得税制のもとでなぜ課税単位が問題となるかについて論じる。

第2節 課税単位の選択がなぜ問題となるか

所得税において課税単位が問題となるのは、わが国のような個人単位課税の

もとでは、同じ家族構成で、合計した世帯所得が等しい世帯の間で、税負担額が異なる可能性が生じるためである。所得税負担を求める際、世帯間の公平性を重視すれば世帯単位課税、個人間の公平性を重視すれば個人単位課税が選択されることになる。

個人単位課税であっても、所得税が比例税であれば、すなわち所得の増加に対応して税負担が比例して増える税率構造であれば、個人単位課税のもとでも合計所得が等しい世帯の税額は同じになる。また、世帯の所得が増えても税負担率に変化はない。したがって、比例税である場合は課税単位の問題は生じない。しかしわが国をはじめ一般的には、所得が高まればより高い負担率で課税する、累進的な所得課税を導入している。そのため、課税単位をどの様にするかの問題が生じる。

これまで見てきた通り、現在のわが国では個人単位課税が採用されているが、所得税制が創設されたときから個人単位による課税がなされていたわけではない。わが国でも第二次世界大戦までは、世帯の所得に対して課税する世帯単位課税が採られており、シャープ勧告によって個人単位課税へと移行している。もっとも、林（2002）によれば、「個人単位課税になったとはいえ、当時はまだ、所得を稼得しているのが世帯主のみであるケースが多く、所得を算出する単位として世帯を用いても個人を用いても大差はなかった。」²⁴とされている。その様ななかでも、シャープ勧告が個人単位課税を導入するよう勧告した理由は、以下の4つにまとめられる²⁵。

- ① 累進税率のもとでは、所得を合算することはより高い税率を適用されることになり、それが税負担の不公平な分配であるため。
- ② 税負担の増大は、人為的に世帯を分解する理由となるため。
- ③ 納税義務者が実際に同世帯、同居しているかどうかを把握することは実際に困難であり、不公平であるため。
- ④ 税額を決定したあと、その世帯の税額を世帯員に按分することは煩雑であるため。

このシャープ勧告を受けてわが国では個人単位課税が導入されたが、わが国

²⁴ 林（2002） pp.108-109、引用。

²⁵ GHQ（1949） pp.73-74、参照。

だけでなく諸外国においても、世帯単位課税から個人単位課税へと移行する動きが見られた。その背景については、林（2002）によると、

- ① 所得が家ごとではなく個人ごとに発生するようになったこと。
- ② 給与を得て働く者の中で女性の数が増加したこと。
- ③ 個人の尊重意識が高まったこと。

とまとめられる²⁶。

課税単位を具体的にどのような基準で選択するか、その基準についてはミードレポートを参照する。それによると、課税単位の選択をする際の基準は、次の8点にまとめられる²⁷。

- ① 結婚をするかしないかの選択は、税の影響を受けてはならない。
- ② 等しい経済力をもつ世帯は、等しく課税されなければならない。
- ③ 税が世帯構成員の勤労に対するインセンティブを鈍くさせてはならない。
- ④ 世帯内での財産所有等に関する取り決めについては、複雑な税体系が影響を及ぼしてはならない。
- ⑤ 勤労所得であろうと資産所得であろうと、世帯間の公平は保たれなければならない。
- ⑥ 同一生計である2人は、単身の2人より生活費が安価になり、それゆえ担税力はより高くななければならない。
- ⑦ 課税単位の選択によって大きな税収ロスを引き起こしてはならない。
- ⑧ 課税単位の選択は、納税者の理解や税務当局の管理のためにできるだけ簡素なものでなければならない。

これらがミードレポートで示された、課税単位を選択する際の基準である。これらの基準には、現代の租税原則である公平・中立・簡素が取り入れられている。しかし、累進構造をもつ所得税制では、これら8つの基準がすべて満たされる状態はなく、互いに矛盾する基準が存在する。例えば、①の基準では個人単位課税が選択される。未婚の2人が結婚した場合、結婚前の2人の所得税はそれぞれに算出されるために、2人の合計税額は結婚によって変化しないためである。一方、世帯単位課税であれば、両者の所得が合算して課税されるた

²⁶ 林（2002） pp.107-108、参照。

²⁷ J.E.Mead(1978) pp.377-378、参照。

め、2人の稼得割合によっては、結婚前と比べて合計の税額が変化する可能性がある。したがって①の基準では、個人単位課税が選択される。②の基準では世帯単位課税が選択される。世帯単位課税のもとでは、世帯主とその配偶者の稼得割合に関わらず、世帯の税負担は等しくなるのに対して、個人単位課税では合計所得が同じであっても両者の所得の稼得割合が異なれば税負担の合計額には違いが生じる。したがって②の基準では、世帯単位課税が選択される。

以上の通り、矛盾する基準が存在するため全ての基準を満たすことは出来ないことから、どの基準を優先させるかを決定しなければならない。その決定についても、絶対的な優劣があるわけではなく、その時代の社会的要請を考慮して決定されるべきである。本稿では課税単位について、世帯間の課税の公平性の観点から論じる。したがって、ミードレポートの基準の中でも②の、等しい経済力をもつ世帯は、等しく課税されなければならない、という基準を踏まえて次章より分析を行う。

ミードレポートで示されている経済力は“resources”という単語で、帰属所得を含めたすべての所得が含まれることになる。また、配偶者や扶養者といった世帯構成員を考慮して課税しなければならない。つまり、同じ所得をもつ世帯であっても、世帯人員が異なると経済力は異なり、等しい課税をうけるべきではない。

また、課税単位に関する原則として知られている、オールドマン＝テンブルの原則によれば、以下の3つの基準が提示されており、いずれも現代の租税原則という公平性に着目したものである。

- 「① 片働き夫婦は、同じ所得の共働き夫婦より多くの税を負担する。
- ② 共働き夫婦は、合算して同じ所得の単身者2人より多くの税を負担する。
- ③ 単身者は、同じ所得をもつ片働き夫婦と同じかそれ以上の税を負担する。」²⁸

①の基準では、片稼ぎ世帯の帰属所得を考慮した結果、同じ所得の共稼ぎ世帯よりも片稼ぎ世帯の方が多く税を負担するべきとしている。②の基準は、共同生活に伴う規模の経済を考慮したものである。単身者2人では、それぞれに家を持ち、それぞれに生活経費がかかるが、共稼ぎ世帯の場合、同じ家に住ん

²⁸ 大田（1994）p.188、引用。

でいることから家賃や水道光熱費などの生活経費が単身者2人分よりも少なく
て済む。したがって単身者2人よりも多くの税を負担するべきとしている。③
の基準は、規模の経済がはたらいたからといって、それは1人分の生活経費よ
り少なくなることはないから、単身者世帯は、同じ所得をもつ片稼ぎ世帯と同
じかそれ以上の税を負担することが公平であるとしている。

前述の通り、課税単位には世帯単位と個人単位が存在するが、世帯間の公平
性と個人間の公平性は同時に満たされないことを表2-4を用いて確認する。
単純化のために、表中の所得は税率を乗じる前の課税所得とし、各控除につい
ては一切考慮していない。なお、税率については表1-4で掲げたわが国の現
行のものを用いている。

表2-4：ケース世帯別の税負担額（単位：円）

世帯の状況	共稼ぎ世帯a	共稼ぎ世帯b
世帯主の所得	5,000,000	7,000,000
配偶者の所得	5,000,000	3,000,000
世帯の所得	10,000,000	10,000,000
世帯の税負担額 (二分二乗方式)	1,745,000	1,745,000
世帯の税負担額 (合算非分割方式)	1,764,000	1,764,000
世帯主個人の税負担額	572,500	974,000
配偶者個人の税負担額	572,500	202,500
個人の税負担額合計	1,145,000	1,176,500

表2-4は、世帯の所得の合計額が1,000万円である2組の夫婦の税負担を
個人単位課税、並びに世帯単位課税（二分二乗方式）及び世帯単位課税（合算
非分割方式）のそれぞれのもとで算出したものを比較したものである。世帯間
の公平性を重視する世帯単位課税のもとでは、二分二乗方式であろうと合算非
分割方式であろうと、それぞれの方式のもとでは共稼ぎ世帯aと共稼ぎ世帯b
の世帯の税負担合計額は同じになる。二分二乗方式では世帯の所得を二分して
税率を乗じ、合算非分割方式では世帯の所得に税率を乗じることから、合算非
分割方式の方が適用される税率が高くなり、二分二乗方式に比べて税負担額も
高くなる。それでも、それぞれの方式のもとでは世帯で同じ所得をもつ世帯の
税負担額は同じになる。一方、個人間の公平性を重視する個人単位課税のもと
では、両世帯の税負担は共稼ぎ世帯a<共稼ぎ世帯bになる。これは、累進税

率のもとでは所得が高まれば適用される税率も高くなるためである。このように、世帯間の公平性と個人間の公平性のいずれを重視するかによって、各世帯（個人）の税額は異なった結果となり、累進課税のもとでは、両者を同時に達成することはできない。

望ましい課税単位について林（2002）では、課税単位をめぐる考慮すべき基準が複数あることをあげ、「どれかの基準を満たすために望ましい課税単位は世帯とすべき、というような1対1の関係を見いだすのも非常に難しい」²⁹とし、その理由について、「個人単位であっても控除制度を利用することで世帯を考慮することは可能であるし、世帯単位であっても所得を分割することで複数の稼働者がいるのと同じ扱いをすることができるからである。」³⁰とされている。現在のわが国では、個人単位課税をベースに、配偶者控除や扶養控除といった控除制度を利用することによって世帯を考慮している。また、世帯単位課税をベースに所得を分割するというのは、前述した合算分割方式である二分二乗方式やN分N乗方式が当てはまる。

これまで述べてきた様に、所得税額は世帯を構成する人員や個人の扶養状況についても考慮したうえで求められる必要がある。ここでは、世帯単位課税について、オールドマン＝テンブルの原則を参考に、下記の通り3つに場合を分け世帯の年間収入が同じときの公平性についての検討を行う³¹。

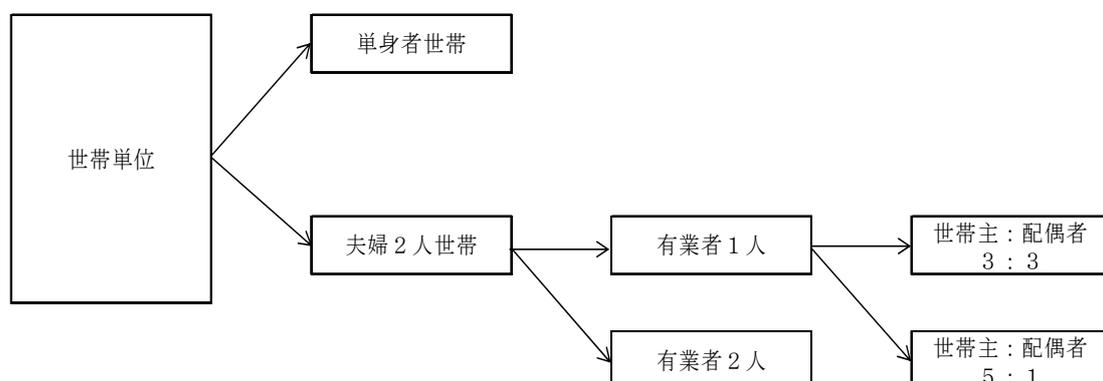
- ① 単身者世帯と夫婦2人世帯
- ② 有業者1人世帯と有業者2人世帯
- ③ 世帯主の所得とその配偶者の所得が同じ（3：3）世帯と異なる（5：1）世帯

²⁹ 林（2002）p.112、引用。

³⁰ 林（2002）p.112、引用。

³¹ ここでの①の場合は、オールドマン＝テンブルの原則の②共働き夫婦は、合算して同じ所得の単身者2人より多くの税を負担する、と③単身者は、同じ所得をもつ片働き夫婦と同じかそれ以上の税を負担する、の2つの原則を参考とし、ここでの②の場合は、オールドマン＝テンブルの原則の①片働き夫婦は、同じ所得の共働き夫婦より多くの税を負担する、を参考としている。また、ここでの③は本稿で新たに加えたものである。

図 2 - 1 : 世帯単位課税で公平性を検討する際の場合分け



まず、①単身者世帯と夫婦2人世帯との比較をする。同じ担税力をもつ世帯が等しく課税されることを満たすためには、同じ所得をもつ世帯であって、かつ、世帯を構成する人員も同じでなければならない。例えば、所得が1,000万円の単身者世帯と同じ所得を得る夫婦2人世帯が同じ税を負うのは適当ではない。なぜならば、単身者世帯より夫婦2人世帯の方がかかる生活費が多くなり、その分担税力が低下すると考えられるからである。

次に②有業者1人世帯と有業者2人世帯との比較をする。①のケースとの違いは、どちらの世帯も夫婦2人世帯という点である。つまり、①のケースとは異なり世帯を構成する人員は同じである。したがって、世帯の所得が同じであり、世帯を構成する人員も同じであるから、帰属所得を考慮の外にあれば、負担する税額も同じであることが公平な状態であることになる。

最後に③世帯主とその配偶者の稼得割合が3:3の世帯と、世帯主とその配偶者の稼得割合が5:1の世帯との比較をする。この両世帯も、世帯の所得と世帯の構成人員は同じである。しかし、配偶者がフルタイムで働く共稼ぎ世帯と配偶者がパートで働く共稼ぎ世帯という、配偶者の就業形態の違いがある。世帯主とその配偶者の稼得割合が異なるため、それぞれの稼得割合での帰属所得を測ることが必要であるが、②のケースと同じく、帰属所得を考慮の外にあれば、世帯の所得と世帯の構成人員は同じであるから、負担する税額も同じであることが公平な状態であることになる。

ここで検討している就業形態が異なる夫婦間の公平性については、藤田(1992)でも検討がなされている。それによれば、「帰属所得を無視する立場

においても、共稼ぎに伴う家事関連費の負担増を収入獲得のための一種の経費とみなして、特別の控除を認めるべきだという見解がある。」³²とされている。つまり、世帯主とその配偶者の稼得割合が3：3の世帯の方が世帯主とその配偶者の稼得割合が5：1の世帯よりも共稼ぎに伴う家事関連費の負担は増えると考えられるということになる。したがって上述の見解を当てはめれば、世帯主とその配偶者の稼得割合が3：3の世帯は、家事関連費の負担増に伴って特別な控除を受けるため、世帯主とその配偶者の稼得割合が5：1の世帯よりも税負担は軽くなるべきである。しかし、この特別な控除を認める根拠となる家事関連費の負担も、配偶者の所得が高い世帯の方がより多くの費用がかかるとは一概には決められない。例えば、世帯主とその配偶者の稼得割合が5：1の世帯の方が世帯主とその配偶者の稼得割合が3：3の世帯に比べて家事関連費の負担は少ないと述べられているが、世帯主とその配偶者の稼得割合が5：1の世帯が世帯主とその配偶者の稼得割合が3：3の世帯と同様の家事関連費を費やしていることも考えられ、その世帯の選好によるところがあるから、帰属所得と同様、本稿ではこの特別な控除について言及することはしないものとする。

第3節 わが国の課税単位をめぐる議論の変遷

わが国の課税単位が個人単位であることは既に述べたが、課税単位をめぐる議論は繰り返し行われており、本節では、わが国で行われた課税単位に関する議論の変遷を概観する。

1986年2月の政府税制調査会専門小委員会では、課税単位について、その見直しを議論する理由を次の4点にまとめている³³。

- ① 専業主婦の夫の稼得に対する貢献を評価する方策が必要なのではないかという考えが出されたため。
- ② 中堅所得層の負担の緩和のために二分二乗制を導入してはどうかという考えが出されたため。

³² 藤田（1992）p.50、引用。

³³ 税制調査会 専門小委員会（1986）p.93、参照。

- ③ 事業所得者と給与所得者との間に生じている負担のアンバランスに対して対応する必要があるのではないかという考えが出されたため。
- ④ パートに出ている主婦の所得が一定額を超えた場合に、世帯全体の可処分所得が減少する断層減少を解消する方策が必要なのではないかという考えが出されたため。

①については、妻の夫に対する内助の功を税制上、二分二乗方式の導入によって評価、反映すべきであるとの主張がされている。表2-5では、同じ所得を稼得する場合で、世帯単位課税（二分二乗方式）による税負担額と個人単位課税による税負担額をそれぞれ算出している。単純化のため、所得は税率を乗じる前の課税所得とし、各控除については一切考慮していない。なお、税率については表1-4に掲げたわが国の現行のものを用いている。それによれば、所得が1,000万円の場合、世帯単位課税（二分二乗方式）では114万5,000円の税負担額となるが、個人単位課税では176万4,000円の税負担額となる。したがって、二分二乗方式を導入すると、個人単位で課税された場合に比べて税負担額は低くなることが確かめられる。しかし政府税制調査会専門小委員会では、「合算分割制を採用する場合には、片稼ぎ世帯と共稼ぎ世帯との負担のバランスの見地から、専業主婦の帰属所得の取扱について検討する必要がある。」³⁴としている。これは、専業主婦の帰属所得を金銭価格で評価し、世帯の所得に含めるか、あるいは、それに見合う所得を共稼ぎ世帯の所得から控除しなければ均衡を失ってしまうと指摘している。

表2-5：二分二乗方式と個人単位課税との税負担（単位：円）

二分二乗方式課税による税負担額			個人単位課税による税負担額		
	世帯主	配偶者		世帯主	配偶者
①所得	10,000,000	0	①所得	10,000,000	0
②世帯の所得		10,000,000	②税額	1,764,000	0
③二分		5,000,000	③税負担額の合計		1,764,000
④二分 (千円未満切捨)		5,000,000			
⑤税額		572,500			
⑥二倍		1,145,000			
⑦二倍 (百円未満切捨)		1,145,000			

³⁴ 税制調査会 専門小委員会（1986）p.93、引用。

②については、二分二乗方式を導入すれば税負担の軽減が可能であるという主張である。表2-5の通り、個人単位課税によって算出された税額は二分二乗方式によって算出された税額よりも多くなっている。しかしこれは、現行の税率表が個人単位を前提に作られたものであり、二分二乗方式を導入するにあたっては、適当な税率表に見直されることになることから、現行の税率表を用いた場合に見込まれる軽減が必ずしも見込まれるわけではないと指摘している。

③については、事業所得者が、青色専従者給与として配偶者に給与の支払いという形で所得分割を可能にしており、給与所得者との税負担のアンバランスを主張するものである。これに対しては、「所得課税の税率構造自体の累進度を緩和する等の方向で、対応していくことが適当であると考える。」³⁵としている。

④については、配偶者控除の適用が、配偶者の給与収入が100万円を超えた時点で無くなってしまふことに問題があった。すなわち、世帯主の給与収入が同じであっても、配偶者の給与収入が100万円であれば、配偶者控除の適用ができるが、配偶者の給与収入が101万円であればその控除は全額なくなり、後者の方が課税所得は高くなり、可処分所得が減少してしまうという問題を指摘したものである。この問題に対しては、世帯単位課税の合算分割方式を導入することで解消され、専門小委員会では評価に値するとしているが、「いわゆる「パート問題」は、各世帯類型に普遍的な問題というよりは、給与収入が90万円（現行）の近傍にある共稼ぎ主婦を有する世帯に限定された問題であり、この問題の解決を主たる目的として課税単位の変更を議論することは適当でない。」³⁶として、その結果として、配偶者特別控除が導入されることとなり、課税単位そのものの変更には至らなかった。

その後、2005年6月の政府税制調査会基礎問題小委員会の『個人所得課税に関する論点整理』が公表され、次の2点をあげている³⁷。

- ① 配偶者との関係について、配偶者控除制度の見直しが必要であること。
- ② 子育て支援との関係について、子どもを生み育てることについての政策的支援を税制上考慮する必要があること。

これら2点についてそれぞれ検討する。①については、現状の個人単位課税

³⁵ 税制調査会 専門小委員会（1986）p.98、引用。

³⁶ 税制調査会 専門小委員会（1986）p.95、引用。

³⁷ 税制調査会 基礎問題小委員会（2005）pp.8-9、参照。

のもとで配偶者を有している場合、担税力が減殺されることを理由として所得控除を行っているが、この考え方について小委員会は、「夫婦のあり方や配偶者の家事労働の経済的価値もあること等から、改めて検討する必要がある。」³⁸としている。また、配偶者に関しては二分二乗方式の導入についても検討されており、それによれば、所得が高まるにつれて専業主婦の世帯は税負担額が低くなることを指摘している。②については、個人単位課税で、子どもを養うことは担税力を減殺しているとし、扶養控除として所得控除を認めている。これらの観点から小委員会は、課税単位について「わが国では、戦後の家族制度の改正を背景に個人単位課税とされて以降、課税単位としては個人単位が維持されてきており、基本的にはこの制度が適当である。」³⁹とまとめている。

以上の変遷をまとめると、わが国では課税単位の見直しについての議論はされているが、いずれも個人単位課税が支持されており、控除制度の創設、改正によって世帯構成員を考慮する方法が採られていた。そして現在も個人単位課税をベースに諸控除によって家族構成員を考慮する方法がとられているが、次章では、課税所得が等しい世帯を等しく課税する世帯単位課税を採ったときに税負担がどのように変化するかについてのシミュレーションを行う。

³⁸ 税制調査会 基礎問題小委員会（2005）p.8、引用。

³⁹ 税制調査会 基礎問題小委員会（2005）p.9、引用。

第3章 世帯単位課税への移行による効果

第1節 担税力の基準

これまでに論じた様に、個人単位課税のもとでは稼得割合が異なる2組の世帯は、合計で同じ所得をもっているにもかかわらず税負担は異なる。これは、累進的な所得課税を導入していることが原因であった。累進的な所得課税を変更しないのであれば、稼得割合に関わらず同じ所得をもつ世帯が同じ税を負担するためには、課税単位を変更する必要がある。そこでこの章では、わが国の所得税を世帯単位課税に変更することを想定し、その効果を明らかにするためにシミュレーション分析を行う。

税率表をそのままにすれば、合算非分割方式であれば共稼ぎ世帯の税負担が上昇するため、全体の税収は増加するのに対して、二分二乗方式であれば、片稼ぎ世帯若しくは世帯主とその配偶者の稼得割合に差がある世帯では、税負担が低下するため全体の税収は減少する。そのため、所得税収を変化させないことを条件とすれば、いずれの方式でも課税単位の変更に合わせて税率表を調整する必要がある。本稿のシミュレーションでは、世帯主とその配偶者の稼得割合が同じ世帯を基本に検討する。つまり、この共稼ぎ世帯の負担の変化をできるだけ抑えるために、二分二乗方式の世帯単位課税への移行を想定する。

わが国の所得税制を前提として、課税単位を世帯（夫婦）に変更して二分二乗方式を適用していくためには、給与所得者である世帯主とその配偶者のどの金額を二分二乗するかという問題がある。言い換えると、経済力（担税力）の等しい世帯主とその配偶者について同様に課税する場合の経済力を何で測るかということである。具体的には、世帯主とその配偶者の給与収入と所得控除後の課税所得のいずれの金額を世帯の経済力とするかである。

世帯主とその配偶者の給与収入を合算する場合、世帯主とその配偶者の稼得割合に関わらず、世帯で同じ給与収入額をもつ世帯は等しく課税されることとなる。現行制度である個人単位課税のもとでは、世帯主とその配偶者の給与収入額を合計した世帯の給与収入額が同じであっても、世帯主とその配偶者の稼得割合が異なれば世帯の所得金額と税額は異なる。それは、給与収入額を基準として控除額を算出する給与所得控除が存在するためであり、また適用される

税率の違いが存在するためである。世帯（夫婦）の経済力を、合計した給与収入額ととらえる場合、所得金額の算出に用いられる給与所得控除をどのように扱うかという問題が生じる。現行の給与所得控除は、稼得者ごとに算出され、その給与収入額の水準に応じて割合が異なるように（収入に対する割合が下がるように）設計されている。したがって、給与収入の合計額が同じであっても、世帯（夫婦）間での稼得割合の違いによって給与所得控除の合計額が異なることになり、合計した給与収入額が等しい世帯（夫婦）でも、所得金額の合計額には差が生じてしまう。合計した給与収入額が等しい世帯（夫婦）が同じ給与所得控除となるためには、2つの方式がある。

1つは、合計した給与収入額に対して給与所得控除を適用する方式である。表3-1は、合算した給与収入額が1,000万円人世帯主とその配偶者の稼得割合が異なる（6：0と3：3）夫婦の給与所得控除額を求めたものである。現行と同じ給与所得控除表を適用すると、それぞれ220万円の給与所得控除額となり、所得金額は780万円となる。世帯単位課税（二分二乗方式）では、この所得金額をもとに世帯の税額を算出する。世帯（夫婦）の給与収入額に対して給与所得控除を適用すれば、給与収入の合計額の等しい世帯（夫婦）は同等に課税することができる。ただし、この方式をとると、片稼ぎ世帯については、現行の個人単位課税のもとでの給与所得控除の水準となるが、世帯主とその配偶者のそれぞれに給与収入がある世帯（夫婦）の場合は、世帯（夫婦）としての給与所得控除の水準は引き下げられることになる。

表3-1：世帯主とその配偶者の年間給与収入を合算する場合の給与所得控除額と所得金額の計算（単位：円）

	世帯主	配偶者		世帯主	配偶者
①年間給与収入	10,000,000	0	①年間給与収入	5,000,000	5,000,000
②世帯の年間給与収入	10,000,000		②世帯の年間給与収入	10,000,000	
③給与所得控除	2,200,000		③給与所得控除	2,200,000	
④所得金額	7,800,000		④所得金額	7,800,000	

備考) 表中の③給与所得控除の算出については、わが国の現行制度のものを用いている。

もう1つの給与所得控除の適用方法は、表3-2で示されているように、給与収入額を合算した後、その2分の1の額に給与所得控除を適用して所得金額

を求める方式である。世帯（夫婦）としての給与所得控除額はその2倍の金額になり、給与収入の合計額が等しい世帯（夫婦）に対しては同等の課税が実現される。この方式をとれば、現行の個人単位課税のもとで、同じ額の給与収入を得ている世帯（夫婦）にとっては、給与所得控除の状況は変わらないが、世帯主とその配偶者の稼得割合に違いがある世帯（夫婦）にとっては、給与所得控除の総額が拡大されることになる。

表3-2：世帯主とその配偶者の年間給与収入を合算する場合の給与所得控除額と所得金額の計算（世帯主とその配偶者の稼得割合が3：3のときに個人単位課税のもとで算出したときのものと同じとなるように計算した場合）（単位：円）

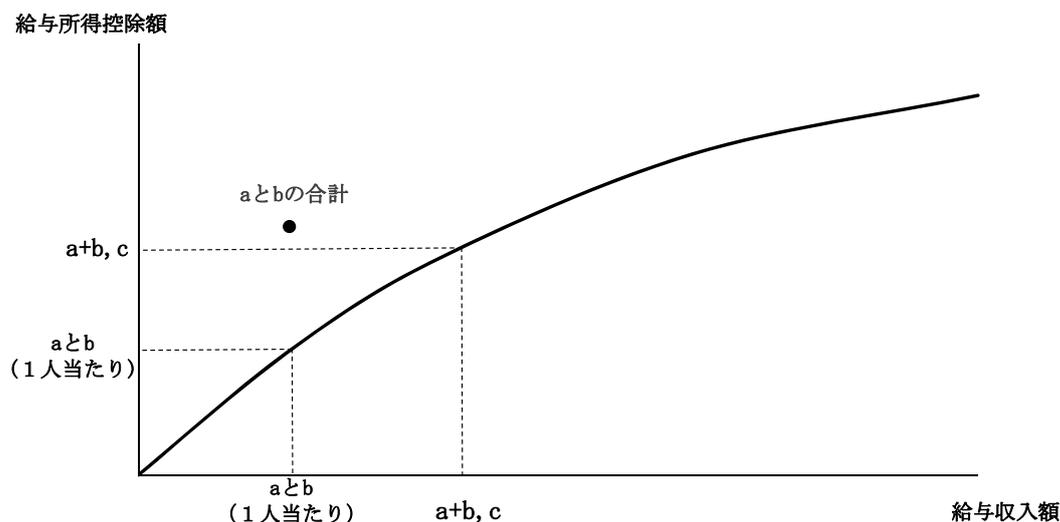
稼得割合が3：3の世帯 (個人単位課税)			稼得割合が6：0の世帯 (世帯単位課税、二分二乗方式)			稼得割合が3：3の世帯 (世帯単位課税、二分二乗方式)		
	世帯主	配偶者		世帯主	配偶者		世帯主	配偶者
①年間給与収入	5,000,000	5,000,000	①年間給与収入	10,000,000	0	①年間給与収入	5,000,000	5,000,000
②給与所得控除	1,540,000	1,540,000	②世帯の年間給与収入	10,000,000		②世帯の年間給与収入		10,000,000
③所得金額	3,460,000	3,460,000	③二分		5,000,000	③二分		5,000,000
(所得金額合計)		6,920,000	④給与所得控除		1,540,000	④給与所得控除		1,540,000
			⑤世帯としての給与所得控除(④×2)		3,080,000	⑤世帯としての給与所得控除(④×2)		3,080,000
			⑥所得金額(②-⑤)		6,920,000	⑥所得金額(②-⑤)		6,920,000

備考) 表中の給与所得控除の算出については、わが国の現行制度のものを用いている。

ここで、給与所得控除について検討を加える。図3-1を用いて、世帯として同じ給与収入額を稼得する共稼ぎ世帯（世帯主とその配偶者の稼得割合を3：3とし、図中でaとbと示す。）と、片稼ぎ世帯（図中でcと示す。）を想定する。aとbの稼得する給与収入額は同じであるから、それぞれで求められる給与所得控除額も同じである。両者の合算した給与所得控除額は図中のaとbの合計である。片稼ぎ世帯の給与収入額は共稼ぎ世帯の世帯で稼得する収入額と同じであるから、aとbを2倍したcであるが、給与所得控除額はaとbの合計より低い額となる。給与収入額が2倍になっても給与所得控除額が2倍になるわけではない。つまり、給与収入額が2倍になっても、それに伴って新たに発生する経費も2倍になるわけではない。共稼ぎ世帯で、世帯の給与収入額を基準に給与所得控除額を決定するということは、 $a+b=c$ ということであり、つまり片稼ぎ世帯と同じ給与所得控除額にするということである。しかし、世

帯主とその配偶者の稼得割合が 3 : 3 の共稼ぎ世帯では、それぞれが同じ給与収入額を稼得しているのであり、片稼ぎ世帯が稼得する c と同じ意味ではない。

図 3 - 1 : 給与収入と給与所得控除の関係



給与所得控除は給与所得を獲得するための必要経費という性格があると解釈される⁴⁰。給与の獲得は個人個人のもとで行われるものであり、給与所得控除がその給与を獲得するための必要経費と解釈するのであるから、給与を獲得する個人毎にその経費を算出するべきである。したがって稼得割合が異なる世帯主とその配偶者に対して、合算した収入が同じであることを理由に給与所得控除の額を同様にすべきではない。世帯主とその配偶者の稼得割合が異なる世帯であれば、給与所得控除額も異なった額であるべきである。したがって、給与所得控除の性質を考えれば、世帯主とその配偶者の年間収入額を合算する方法は採るべきではない。

⁴⁰ 給与所得者の必要経費の実額控除を認めないことは憲法に反しているとして争ったいわゆる大島訴訟では、給与所得控除の性質として以下の4つをあげている。

- ① 給与所得を獲得するための必要経費であること。
- ② 所得間の捕捉率格差の調整であること。
- ③ 源泉徴収による早期納税の金利調整であること。
- ④ 給与所得が他の所得に比して担税力が弱いこと。

この点について林(2002)では、④については客観的な根拠があるわけではないとし、③については源泉徴収による早期納税の金利分が大きなウエイトを占めることはない指摘し、②については、給与所得者の捕捉率が他の所得者のそれより低くても給与所得者の捕捉率を低下させることが認められることではないとし、したがって給与所得控除の根拠は①の給与所得を獲得するための必要経費であると捉えられると述べている。(林(2002) pp.115-117、参照。)

給与所得控除と同様に、各個人の給与収入の額によって決まる所得控除として社会保険料控除がある。この社会保険料控除は、ほぼ給与収入に比例して算出されるが、上限も設定されており、正確に全ての給与収入に比例的になっているわけではない。そこで、以下のシミュレーションでは世帯（夫婦）の経済力としては、世帯主とその配偶者のそれぞれの給与収入額から給与所得控除と社会保険料控除を差し引いた金額（以下、「社会保険料控除後所得」とする。）を用いることにする。

次に、現行制度である個人単位課税のもとでの基礎控除と配偶者（特別）控除について、世帯単位課税（二分二乗方式）のシミュレーションをするにあたりそれぞれの取り扱いについて検討を加える。

まず、基礎控除の取り扱いについて検討する。基礎控除とは、次に述べる配偶者控除と並んで人的控除と呼ばれるものであり、第1章第3節第2項で述べた通り、課税最低限を保障するためのものである。課税最低限は、最低生活費を担税力とはみなさず、課税の対象から除外するために設けられているものである。したがって、課税単位を変更したとしても基礎控除を廃止すべきではなく、現状を維持すべきである。しかしながら、世帯主とその配偶者の課税所得を合算する二分二乗方式で、かつ課税所得までを現行制度である個人単位課税と同じ方法で計算すると、次の問題が生じる。

図3-2：基礎控除の有無と世帯の課税所得との関係

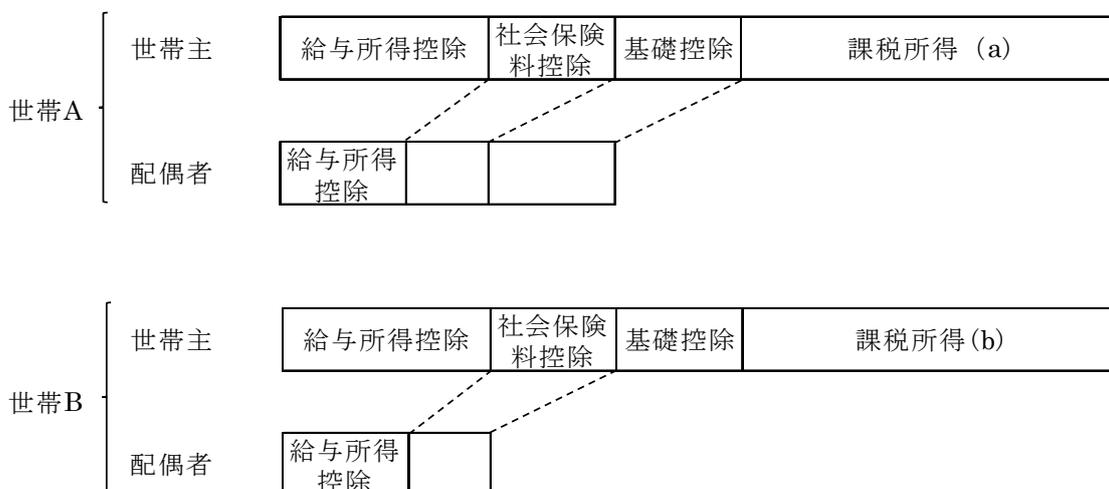
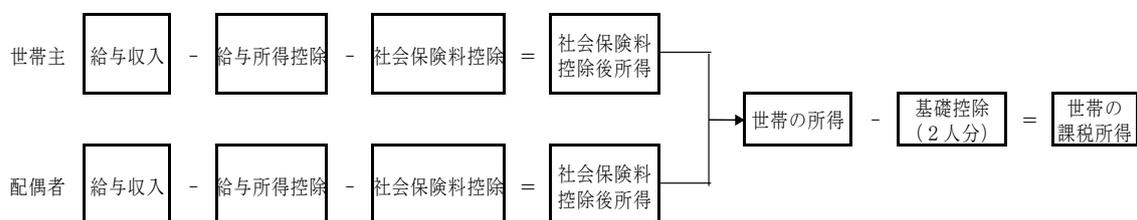


図3-2では、2つの世帯の世帯主とその配偶者の課税最低限と課税所得を示している。世帯Aの世帯主と世帯Bの世帯主は同じ給与収入があり、課税最低限も同じであって課税所得も同じである。それぞれの配偶者については、世帯Aでは、給与所得控除、社会保険料控除、基礎控除のそれぞれの額を合算した金額が配偶者の給与収入額と同じになる場合である。世帯Bでは、給与所得控除と社会保険料控除のそれぞれの額を合算した金額が配偶者の給与収入額と同じになる場合である。二分二乗方式であっても、課税所得までを現行制度である個人単位課税と同じように計算すると、世帯Aも世帯Bも同じ課税所得（ $a=b$ ）となり、世帯の税負担額も同じになる。しかし、世帯Bの配偶者には基礎控除が含まれておらず、前述の通り課税単位を変更しても基礎控除を廃止すべきではないことから、世帯単位課税（二分二乗方式）でも、基礎控除は世帯主とその配偶者の両者について行う必要がある。したがって本稿でも、基礎控除は世帯主とその配偶者の社会保険料控除後所得を合算した後に行うこととする。

配偶者（特別）控除は、個人単位課税のもとで世帯主の扶養対象としての構成人員を考慮するために設けられているものである。二分二乗方式では、世帯主とその配偶者の所得を合算しそれを2で除していることで世帯の構成人員については考慮がなされている。したがって世帯単位課税のもとで配偶者の最低生活費を保障するための控除は扶養者としての配偶者控除ではなく、配偶者自身の基礎控除であるため、本稿でも二分二乗方式のもとで税負担額を算出するうえでは配偶者（特別）控除は一切行わないこととする。

以上の想定のもと、本稿で行う世帯単位課税（二分二乗方式）を用いた際の課税所得を算出するまでの流れを示したものが図3-3である。なお本稿では、世帯主とその配偶者のそれぞれの社会保険料控除後所得を合算したものを「世帯の所得」とする。また、「世帯の所得」から世帯主とその配偶者の2人分の基礎控除を差し引いた残額を「世帯の課税所得」とする。

図 3 - 3 : 本稿で用いる世帯単位課税（二分二乗方式）を用いた際の課税所得を算出するまでの過程



次節では、世帯単位課税（二分二乗方式）を採ったときの税負担についてのシミュレーションを行うにあたっての基礎データの説明を行い、現行制度にもとづいて所得税額を算出する。

第 2 節 データ及び現行制度にもとづく所得税額の算出

本章第 3 節では、わが国の所得税制において、世帯の所得が等しい世帯を等しく課税する世帯単位課税制度を採ったときに、税負担が現行制度からどのように変化するかについて、扶養親族がいない夫婦 2 人世帯を前提にシミュレーションを行う。本節では、その基礎的なデータを示すとともに、現行の個人単位課税のもとでの所得税額を算出する。

分析で用いる基礎データは、『平成 21 年全国消費実態調査』（総務省）の第 2 表「年間収入階級・年間収入十分位階級別 1 世帯当たり 1 か月の収入と支出」のうち、年間収入階級別のデータ及び、第 57 表「子供の数、年間収入階級別 1 世帯当たり 1 か月間の収入と支出」のデータである。前者のデータは、世帯主が勤労者でその配偶者が有業者である世帯のものであることから共稼ぎ世帯のデータとして用い、後者のデータは、夫婦と未婚の子供のみの世帯で世帯主のみが有業者の世帯のものであることから片稼ぎ世帯のデータとして用いてシミュレーションを行う。なお、シミュレーションを行うにあたって、想定している世帯は給与所得以外の所得はないものとする。

上記の基礎データを用いた現行制度のもとでの所得税負担額の算出手順は以下の通りである。

- ①「勤め先収入」は、基礎データの「世帯主の勤め先収入」又は「世帯主の配偶者の勤め先収入」の額を用いる。
- ②「年間勤め先収入」は、上記「勤め先収入」の額を12か月分した額とする。
- ③「給与所得控除」は、表1-2の給与所得控除の控除率表に上記「年間勤め先収入」の額を当てはめて算出する。
- ④「合計所得金額」は、上記「年間勤め先収入」の額から上記「給与所得控除」の額を控除して算出する。
- ⑤「基礎控除」は38万円である⁴¹。
- ⑥「配偶者控除」は38万円である⁴²。なお、配偶者の「合計所得金額」の額が38万円超76万円未満の場合は、表3-3の通り、配偶者特別控除を適用する⁴³。

表3-3：配偶者特別控除の額

配偶者の合計所得金額	配偶者特別控除の額
38万円超 40万円未満	38万円
40万円以上 45万円未満	36万円
45万円以上 50万円未満	31万円
50万円以上 55万円未満	26万円
55万円以上 60万円未満	21万円
60万円以上 65万円未満	16万円
65万円以上 70万円未満	11万円
70万円以上 75万円未満	6万円
75万円以上 76万円未満	3万円
76万円以上	0円

備考) 所得税法 第83条の2。

- ⑦「社会保険料控除」は、表1-3の簡易計算表に、上記「年間勤め先収入」の額を当てはめて算出する。
- ⑧「課税所得」は、上記「合計所得金額」の額から上記「基礎控除」、「配偶者控除」、及び「社会保険料控除」の額を控除して算出する。

⁴¹ 所得税法 第86条、参照。

⁴² 所得税法 第83条、参照。

⁴³ 所得税法 第83条の2、参照。

⑨「課税所得（千円未満切捨）」は、上記「課税所得」の額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てて算出する⁴⁴。

⑩「税額」は、表 1 - 4 の所得税の税率表に上記「課税所得（千円未満切捨）」の額を当てはめて算出する。

⑪「税額（百円未満切捨）」は、上記「税額」の額に百円未満の端数がある場合は、これを切り捨てて算出する⁴⁵。

上記の基礎データを用いた年間収入階級別の共稼ぎ世帯の所得税負担額の算出過程が表 3 - 4 である。

表 3 - 4 : 個人単位課税のもとでの共稼ぎ世帯の所得税負担額の算出（単位：円）

年間収入階級	300万円未満		300万円以上400万円未満		400万円以上500万円未満		500万円以上600万円未満		600万円以上800万円未満	
	世帯主	配偶者	世帯主	配偶者	世帯主	配偶者	世帯主	配偶者	世帯主	配偶者
①勤め先収入	164,529	51,308	219,293	60,500	258,662	74,645	295,977	84,605	357,494	99,148
②年間勤め先収入 (①×12ヶ月)	1,974,348	615,696	2,631,516	726,000	3,103,944	895,740	3,551,724	1,015,260	4,289,928	1,189,776
③給与所得控除	772,304	615,696	969,455	650,000	1,111,183	650,000	1,245,517	650,000	1,397,986	650,000
④合計所得金額 (②-③)	1,202,044	0	1,662,061	76,000	1,992,761	245,740	2,306,207	365,260	2,891,942	539,776
⑤基礎控除	380,000	0	380,000	76,000	380,000	245,740	380,000	365,260	380,000	380,000
⑥配偶者控除	380,000	0	380,000	0	380,000	0	380,000	0	260,000	0
⑦社会保険料控除	197,435	0	263,152	0	310,394	0	355,172	0	428,993	0
⑧課税所得 (④- (⑤+⑥+⑦))	244,609	0	638,910	0	922,366	0	1,191,034	0	1,822,950	159,776
⑨課税所得 (千円未満切捨)	244,000	0	638,000	0	922,000	0	1,191,000	0	1,822,000	159,000
⑩税額	12,200	0	31,900	0	46,100	0	59,550	0	91,100	7,950
⑪税額 (百円未満切捨)	12,200	0	31,900	0	46,100	0	59,500	0	91,100	7,900

⁴⁴ 国税通則法 第 118 条、参照。

⁴⁵ 国税通則法 第 119 条、参照。

年間収入階級	800万円以上1,000万円未満		1,000万円以上1,250万円未満		1,250万円以上1,500万円未満		1,500万円以上2,000万円未満		2,000万円以上	
	稼得者	世帯主	配偶者	世帯主	配偶者	世帯主	配偶者	世帯主	配偶者	世帯主
①勤め先収入	423,892	124,164	472,509	165,199	502,733	244,989	563,928	301,340	675,163	358,370
②年間勤め先収入 (①×12ヶ月)	5,086,704	1,489,968	5,670,108	1,982,388	6,032,796	2,939,868	6,767,136	3,616,080	8,101,956	4,300,440
③給与所得控除	1,557,341	650,000	1,674,022	774,716	1,746,559	1,061,960	1,876,714	1,263,216	2,010,196	1,400,088
④合計所得金額 (②-③)	3,529,363	839,968	3,996,086	1,207,672	4,286,237	1,877,908	4,890,422	2,352,864	6,091,760	2,900,352
⑤基礎控除	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000
⑥配偶者控除	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦社会保険料控除	508,670	148,997	567,011	198,239	603,280	293,987	676,714	361,608	810,196	430,044
⑧課税所得 (④- (⑤+⑥+⑦))	2,640,693	310,971	3,049,076	629,433	3,302,957	1,203,921	3,833,709	1,611,256	4,901,565	2,090,308
⑨課税所得 (千円未満切捨)	2,640,000	310,000	3,049,000	629,000	3,302,000	1,203,000	3,833,000	1,611,000	4,901,000	2,090,000
⑩税額	166,500	15,500	207,400	31,450	232,900	60,150	339,100	80,550	552,700	111,500
⑪税額 (百円未満切捨)	166,500	15,500	207,400	31,400	232,900	60,100	339,100	80,500	552,700	111,500

上記の基礎データを用いた年間収入階級別の片稼ぎ世帯の所得税負担額の算出過程が表3-5である。

表3-5：個人単位課税のもとでの片稼ぎ世帯の所得税負担額の算出（単位：円）

年間収入階級	200万円未満		200万円以上300万円未満		300万円以上400万円未満		400万円以上500万円未満		500万円以上600万円未満	
	稼得者	世帯主	配偶者	世帯主	配偶者	世帯主	配偶者	世帯主	配偶者	世帯主
①勤め先収入	149,430	0	220,073	0	271,103	0	317,749	0	364,282	0
②年間勤め先収入 (①×12ヶ月)	1,793,160	0	2,640,876	0	3,253,236	0	3,812,988	0	4,371,384	0
③給与所得控除	717,264	0	972,263	0	1,155,971	0	1,302,598	0	1,414,277	0
④合計所得金額 (②-③)	1,075,896	0	1,668,613	0	2,097,265	0	2,510,390	0	2,957,107	0
⑤基礎控除	380,000	0	380,000	0	380,000	0	380,000	0	380,000	0
⑥配偶者控除	380,000	0	380,000	0	380,000	0	380,000	0	380,000	0
⑦社会保険料控除	179,316	0	264,088	0	325,324	0	381,299	0	437,138	0
⑧課税所得 (④- (⑤+⑥+⑦))	136,580	0	644,526	0	1,011,942	0	1,369,092	0	1,759,969	0
⑨課税所得 (千円未満切捨)	136,000	0	644,000	0	1,011,000	0	1,369,000	0	1,759,000	0
⑩税額	6,800	0	32,200	0	50,550	0	68,450	0	87,950	0
⑪税額 (百円未満切捨)	6,800	0	32,200	0	50,500	0	68,400	0	87,900	0

年間収入階級	600万円以上800万円未満		800万円以上1,000万円未満		1,000万円以上1,250万円未満		1,250万円以上1,500万円未満		1,500万円以上	
	世帯主	配偶者	世帯主	配偶者	世帯主	配偶者	世帯主	配偶者	世帯主	配偶者
①勤め先収入	431,224	0	509,541	0	618,140	0	777,626	0	887,891	0
②年間勤め先収入 (①×12ヶ月)	5,174,688	0	6,114,492	0	7,417,680	0	9,331,512	0	10,654,692	0
③給与所得控除	1,574,938	0	1,762,898	0	1,941,768	0	2,133,151	0	2,232,735	0
④合計所得金額 (②-③)	3,599,750	0	4,351,594	0	5,475,912	0	7,198,361	0	8,421,957	0
⑤基礎控除	380,000	0	380,000	0	380,000	0	380,000	0	380,000	0
⑥配偶者控除	380,000	0	380,000	0	380,000	0	380,000	0	380,000	0
⑦社会保険料控除	517,469	0	611,449	0	741,768	0	913,260	0	966,188	0
⑧課税所得 (④- (⑤+⑥+⑦))	2,322,282	0	2,980,144	0	3,974,144	0	5,525,100	0	6,695,770	0
⑨課税所得 (千円未満切捨)	2,322,000	0	2,980,000	0	3,974,000	0	5,525,000	0	6,695,000	0
⑩税額	134,700	0	200,500	0	367,300	0	677,500	0	911,500	0
⑪税額 (百円未満切捨)	134,700	0	200,500	0	367,300	0	677,500	0	911,500	0

第3節 世帯単位課税（二分二乗方式）のもとでの所得税負担

本節では、前節で示した基礎データをもとに、世帯主とその配偶者の課税所得を合算する世帯単位課税（二分二乗方式）を導入した場合の所得税負担を算出し、前節で求めた現行の個人単位課税にもとづいて算出した所得税負担と比較する。

基礎データを用いた世帯単位課税（二分二乗方式）のもとでの所得税負担額の算出手順は以下の通りである。

- ①「勤め先収入」は、基礎データの「世帯主の勤め先収入」又は「世帯主の配偶者の勤め先収入」の額を用いる。
- ②「年間勤め先収入」は、上記「勤め先収入」の額を12か月分した額とする。
- ③「給与所得控除」は、表1-2の給与所得控除の控除率表に上記「年間勤め先収入」の額を当てはめて算出する。
- ④「合計所得金額」は、上記「年間勤め先収入」の額から上記「給与所得控除」の額を控除して算出する。

- ⑤「社会保険料控除」は、表 1 - 3 の簡易計算表に、上記「年間勤め先収入」の額を当てはめて算出する。
- ⑥「社会保険料控除後所得」は、上記「合計所得金額」の額から上記「社会保険料控除」の額を控除して算出する。
- ⑦「世帯の所得金額」は、世帯主とその配偶者のそれぞれの上記「社会保険料控除後所得」の額を合計して算出する。
- ⑧「基礎控除」は、一人につき 38 万円である⁴⁶。
- ⑨「世帯の課税所得」は、上記「世帯の所得金額」の額から上記「基礎控除」の額を控除して算出する。
- ⑩「二分」は、上記「世帯の課税所得」の額を 2 で除して算出する。
- ⑪「二分（千円未満切捨）」は、上記「二分」の額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てて算出する。
- ⑫「税額」は、表 1 - 4 の所得税の税率表に上記「二分（千円未満切捨）」の額を当てはめて算出する。
- ⑬「二倍」は、上記「税額」の額に 2 を乗じて算出する。
- ⑭「二倍（百円未満切捨）」は、上記「二倍」の額に百円未満の端数がある場合は、これを切り捨てて算出する。

なお、社会保険料控除後所得の算出までの過程と課税所得に適用する税率表は現行と同じものとする。上記の基礎データを用いた年間収入階級別の共稼ぎ世帯の所得税負担額の算出過程が表 3 - 6 である。

⁴⁶ 所得税法 第 86 条、参照。

表 3 - 6 : 世帯単位課税 (二分二乗方式) のもとでの共稼ぎ世帯の所得税負担額の算出

(単位: 円)

年間収入階級	300万円未満		300万円以上400万円未満		400万円以上500万円未満		500万円以上600万円未満		600万円以上800万円未満	
	世帯主	配偶者	世帯主	配偶者	世帯主	配偶者	世帯主	配偶者	世帯主	配偶者
①勤め先収入	164,529	51,308	219,293	60,500	258,662	74,645	295,977	84,605	357,494	99,148
②年間勤め先収入 (①×12ヶ月)	1,974,348	615,696	2,631,516	726,000	3,103,944	895,740	3,551,724	1,015,260	4,289,928	1,189,776
③給与所得控除	772,304	615,696	969,455	650,000	1,111,183	650,000	1,245,517	650,000	1,397,986	650,000
④合計所得金額 (②-③)	1,202,044	0	1,662,061	76,000	1,992,761	245,740	2,306,207	365,260	2,891,942	539,776
⑤社会保険料控除	197,435	0	263,152	0	310,394	0	355,172	0	428,993	0
⑥社会保険料控除後所得 (④-⑤)	1,004,609	0	1,398,910	76,000	1,682,366	245,740	1,951,034	365,260	2,462,950	539,776
⑦世帯の所得		1,004,609		1,474,910		1,928,106		2,316,294		3,002,726
⑧基礎控除		760,000		760,000		760,000		760,000		760,000
⑨世帯の課税所得 (⑦-⑧)		244,609		714,910		1,168,106		1,556,294		2,242,726
⑩二分		122,304		357,455		584,053		778,147		1,121,363
⑪二分 (千円未満切捨)		122,000		357,000		584,000		778,000		1,121,000
⑫税額		6,100		17,850		29,200		38,900		56,050
⑬二倍		12,200		35,700		58,400		77,800		112,100
⑭二倍 (百円未満切捨)		12,200		35,700		58,400		77,800		112,100

年間収入階級	800万円以上1,000万円未満		1,000万円以上1,250万円未満		1,250万円以上1,500万円未満		1,500万円以上2,000万円未満		2,000万円以上	
	世帯主	配偶者	世帯主	配偶者	世帯主	配偶者	世帯主	配偶者	世帯主	配偶者
①勤め先収入	423,892	124,164	472,509	165,199	502,733	244,989	563,928	301,340	675,163	358,370
②年間勤め先収入 (①×12ヶ月)	5,086,704	1,489,968	5,670,108	1,982,388	6,032,796	2,939,868	6,767,136	3,616,080	8,101,956	4,300,440
③給与所得控除	1,557,341	650,000	1,674,022	774,716	1,746,559	1,061,960	1,876,714	1,263,216	2,010,196	1,400,988
④合計所得金額 (②-③)	3,529,363	839,968	3,996,086	1,207,672	4,286,237	1,877,908	4,890,422	2,352,864	6,091,760	2,900,352
⑤社会保険料控除	508,670	148,997	567,011	198,239	603,280	293,987	676,714	361,608	810,196	430,044
⑥社会保険料控除後所得 (④-⑤)	3,020,693	690,971	3,429,076	1,009,433	3,682,957	1,583,921	4,213,709	1,991,256	5,281,565	2,470,308
⑦世帯の所得		3,711,664		4,438,508		5,266,878		6,204,965		7,751,873
⑧基礎控除		760,000		760,000		760,000		760,000		760,000
⑨世帯の課税所得 (⑦-⑧)		2,951,664		3,678,508		4,506,878		5,444,965		6,991,873
⑩二分		1,475,832		1,839,254		2,253,439		2,722,482		3,495,936
⑪二分 (千円未満切捨)		1,475,000		1,839,000		2,253,000		2,722,000		3,495,000
⑫税額		73,750		91,950		127,800		174,700		271,500
⑬二倍		147,500		183,900		255,600		349,400		543,000
⑭二倍 (百円未満切捨)		147,500		183,900		255,600		349,400		543,000

上記の基礎データを用いた、年間収入階級別の片稼ぎ世帯の所得税負担額の

算出過程が表3-7である。

表3-7：世帯単位課税（二分二乗方式）のもとでの片稼ぎ世帯の所得税負担額の算出

（単位：円）

年間収入階級	200万円未満		200万円以上300万円未満		300万円以上400万円未満		400万円以上500万円未満		500万円以上600万円未満	
	世帯主	配偶者	世帯主	配偶者	世帯主	配偶者	世帯主	配偶者	世帯主	配偶者
①勤め先収入	149,430	0	220,073	0	271,103	0	317,749	0	364,282	0
②年間勤め先収入 （①×12ヶ月）	1,793,160	0	2,640,876	0	3,253,236	0	3,812,988	0	4,371,384	0
③給与所得控除	717,264	0	972,263	0	1,155,971	0	1,302,598	0	1,414,277	0
④合計所得金額 （②-③）	1,075,896	0	1,668,613	0	2,097,265	0	2,510,390	0	2,957,107	0
⑤社会保険料控除	179,316	0	264,088	0	325,324	0	381,299	0	437,138	0
⑥社会保険料控除後所得 （④-⑤）	896,580	0	1,404,526	0	1,771,942	0	2,129,092	0	2,519,969	0
⑦世帯の所得	896,580		1,404,526		1,771,942		2,129,092		2,519,969	
⑧基礎控除	760,000		760,000		760,000		760,000		760,000	
⑨世帯の課税所得 （⑦-⑧）	136,580		644,526		1,011,942		1,369,092		1,759,969	
⑩二分	68,290		322,263		505,971		684,546		879,984	
⑪二分 （千円未満切捨）	68,000		322,000		505,000		684,000		879,000	
⑫税額	3,400		16,100		25,250		34,200		43,950	
⑬二倍	6,800		32,200		50,500		68,400		87,900	
⑭二倍 （百円未満切捨）	6,800		32,200		50,500		68,400		87,900	

年間収入階級	600万円以上800万円未満		800万円以上1,000万円未満		1,000万円以上1,250万円未満		1,250万円以上1,500万円未満		1,500万円以上	
	世帯主	配偶者	世帯主	配偶者	世帯主	配偶者	世帯主	配偶者	世帯主	配偶者
①勤め先収入	431,224	0	509,541	0	618,140	0	777,626	0	887,891	0
②年間勤め先収入 （①×12ヶ月）	5,174,688	0	6,114,492	0	7,417,680	0	9,331,512	0	10,654,692	0
③給与所得控除	1,574,938	0	1,762,898	0	1,941,768	0	2,133,151	0	2,232,735	0
④合計所得金額 （②-③）	3,599,750	0	4,351,594	0	5,475,912	0	7,198,361	0	8,421,957	0
⑤社会保険料控除	517,469	0	611,449	0	741,768	0	913,260	0	966,188	0
⑥社会保険料控除後所得 （④-⑤）	3,082,282	0	3,740,144	0	4,734,144	0	6,285,100	0	7,455,770	0
⑦世帯の所得	3,082,282		3,740,144		4,734,144		6,285,100		7,455,770	
⑧基礎控除	760,000		760,000		760,000		760,000		760,000	
⑨世帯の課税所得 （⑦-⑧）	2,322,282		2,980,144		3,974,144		5,525,100		6,695,770	
⑩二分	1,161,141		1,490,072		1,987,072		2,762,550		3,347,885	
⑪二分 （千円未満切捨）	1,161,000		1,490,000		1,987,000		2,762,000		3,347,000	
⑫税額	58,050		74,500		101,200		178,700		241,900	
⑬二倍	116,100		149,000		202,400		357,400		483,800	
⑭二倍 （百円未満切捨）	116,100		149,000		202,400		357,400		483,800	

現行制度のもとで算出される所得税負担は表3-8の通りである。なお、表中の世帯分布数は、基礎データの「世帯分布数(1万分比)」の値を用いており、本節では共稼ぎ世帯と片稼ぎ世帯の比率は1:1であるものとし、総税収は、合計2万世帯のものである。

表3-8：個人単位課税のもとで計算した所得税負担(単位：円)

年間収入階級		共稼ぎ世帯									
		世帯主					配偶者				
以上	未満	(1)年間収入	(2)税負担額 (1世帯当たり)	(3)世帯分布数 (1万分比)	(4) (2)*(3)	(5) 税負担率 (2)/(1)	(1)年間収入	(2)税負担額 (1世帯当たり)	(3)世帯分布数 (1万分比)	(4) (2)*(3)	(5) 税負担率 (2)/(1)
-	300万円	1,974,348	12,200	226	2,754,421	0.62%	615,696	0	226	0	0.00%
300万円	400万円	2,631,516	31,900	651	20,764,111	1.21%	726,000	0	651	0	0.00%
400万円	500万円	3,103,944	46,100	1,113	51,300,785	1.49%	895,740	0	1,113	0	0.00%
500万円	600万円	3,551,724	59,500	1,340	79,734,656	1.68%	1,015,260	0	1,340	0	0.00%
600万円	800万円	4,289,928	91,100	2,565	233,633,013	2.12%	1,189,776	7,900	2,565	20,260,162	0.66%
800万円	1,000万円	5,086,704	166,500	1,832	305,020,692	3.27%	1,489,968	15,500	1,832	28,395,320	1.04%
1,000万円	1,250万円	5,670,108	207,400	1,220	252,985,418	3.66%	1,982,388	31,400	1,220	38,301,553	1.58%
1,250万円	1,500万円	6,032,796	232,900	622	144,789,799	3.86%	2,939,868	60,100	622	37,363,104	2.04%
1,500万円	2,000万円	6,767,136	339,100	361	122,437,550	5.01%	3,616,080	80,500	361	29,065,829	2.23%
2,000万円	-	8,101,956	552,700	71	39,432,948	6.82%	4,300,440	111,500	71	7,955,082	2.59%
合計		47,210,160	1,739,400	10,000	1,252,853,393	3.68%	18,771,216	306,900	10,000	161,341,051	1.63%

年間収入階級		片稼ぎ世帯									
		世帯主					配偶者				
以上	未満	(1)年間収入	(2)税負担額 (1世帯当たり)	(3)世帯分布数 (1万分比)	(4) (2)*(3)	(5) 税負担率 (2)/(1)	(1)年間収入	(2)税負担額 (1世帯当たり)	(3)世帯分布数 (1万分比)	(4) (2)*(3)	(5) 税負担率 (2)/(1)
-	200万円	1,793,160	6,800	109	740,442	0.38%	0	0	109	0	0.00%
200万円	300万円	2,640,876	32,200	559	17,986,981	1.22%	0	0	559	0	0.00%
300万円	400万円	3,253,236	50,500	1,529	77,236,705	1.55%	0	0	1,529	0	0.00%
400万円	500万円	3,812,988	68,400	1,728	118,205,623	1.79%	0	0	1,728	0	0.00%
500万円	600万円	4,371,384	87,900	1,788	157,173,453	2.01%	0	0	1,788	0	0.00%
600万円	800万円	5,174,688	134,700	2,207	297,259,347	2.60%	0	0	2,207	0	0.00%
800万円	1,000万円	6,114,492	200,500	1,172	234,887,602	3.28%	0	0	1,172	0	0.00%
1,000万円	1,250万円	7,417,680	367,300	612	224,722,925	4.95%	0	0	612	0	0.00%
1,250万円	1,500万円	9,331,512	677,500	201	135,944,035	7.26%	0	0	201	0	0.00%
1,500万円	-	10,654,692	911,500	96	87,513,068	8.55%	0	0	96	0	0.00%
合計		54,564,708	2,537,300	10,000	1,351,670,180	4.65%	0	0	10,000	0	0.00%

備考) 各所得税負担額は、表3-4及び表3-5で求めた金額である。

課税単位を世帯単位(二分二乗方式)に変えたときの所得税負担は表3-9の通りである。なお、表中の世帯分布数は、基礎データの「世帯分布数(1万

分比)」の値を用いている。

表 3 - 9 : 世帯単位課税（二分二乗方式）のもとで計算した所得税負担（単位：円）

年間収入階級		共稼ぎ世帯					年間収入階級		片稼ぎ世帯				
以上	未満	(1)年間収入	(2)税負担額 (1世帯当たり)	(3)世帯分布数 (1万分比)	(4) (2)*(3)	(5) 税負担率 (2)/(1)	以上	未満	(1)年間収入	(2)税負担額 (1世帯当たり)	(3)世帯分布数 (1万分比)	(4) (2)*(3)	(5) 税負担率 (2)/(1)
-	300万円	2,590,044	12,200	226	2,754,421	0.47%	-	200万円	1,793,160	6,800	109	740,442	0.38%
300万円	400万円	3,357,516	35,700	651	23,237,579	1.06%	200万円	300万円	2,640,876	32,200	559	17,986,981	1.22%
400万円	500万円	3,999,684	58,400	1,113	64,988,413	1.46%	300万円	400万円	3,253,236	50,500	1,529	77,236,705	1.55%
500万円	600万円	4,566,984	77,800	1,340	104,258,088	1.70%	400万円	500万円	3,812,988	68,400	1,728	118,205,623	1.79%
600万円	800万円	5,479,704	112,100	2,565	287,489,141	2.05%	500万円	600万円	4,371,384	87,900	1,788	157,173,453	2.01%
800万円	1,000万円	6,576,672	147,500	1,832	270,213,526	2.24%	600万円	800万円	5,174,688	116,100	2,207	256,212,399	2.24%
1,000万円	1,250万円	7,652,496	183,900	1,220	224,320,243	2.40%	800万円	1,000万円	6,114,492	149,000	1,172	174,554,877	2.44%
1,250万円	1,500万円	8,972,664	255,600	622	158,901,987	2.85%	1,000万円	1,250万円	7,417,680	202,400	612	123,833,161	2.73%
1,500万円	2,000万円	10,383,216	349,400	361	126,156,532	3.37%	1,250万円	1,500万円	9,331,512	357,400	201	71,714,241	3.83%
2,000万円	-	12,402,396	543,000	71	38,740,891	4.38%	1,500万円	-	10,654,692	483,800	96	46,449,613	4.54%
合計		65,981,376	1,775,600	10,000	1,301,060,821	2.69%	合計		54,564,708	1,554,500	10,000	1,044,107,494	2.85%

備考) 各所得税負担額は、表 3 - 6 及び表 3 - 7 で求めた金額である。

ここで、個人単位課税のもとでの所得税負担と比較したとき、共稼ぎ世帯では、低所得者層で増税となり高所得者層で減税となる。片稼ぎ世帯では、低所得者層の税負担は変化せず、高所得者層が減税となる。全体の税負担すなわち税収は、共稼ぎ世帯と片稼ぎ世帯がそれぞれ1万世帯ずつあるものとした場合、個人単位課税のもとでは約 27 億 6,590 万円、世帯単位課税（二分二乗方式）のもとでは約 23 億 4,510 万円となる。したがって、約 4 億 2,080 万円の減収となる。課税単位の変更によって減収となる原因は、世帯単位課税（二分二乗方式）では世帯の課税所得を二分するため適用される税率が低くなることである。

今、税率を適用する直前の課税所得に対する累進的な課税モデルについて図 3 - 4 を用いて想定する。ある世帯の稼得者 A と B について、課税所得が a である A と課税所得が b である B の所得税額は、個人単位課税のもとでは、A が x、B が y、合計した所得税額は x+y である。世帯単位課税（二分二乗方式）を用いると、両者の課税所得の合計を二分した $(a+b)/2$ に税率を乗じ、それを二倍したこの世帯の所得税額は z と計算される。個人単位課税で計算した世帯

の所得税額は $x+y$ 、世帯単位課税（二分二乗方式）で計算した世帯の所得税額は z であり、その関係は、 $x+y > z$ となる。世帯単位課税（二分二乗方式）を用いると、課税所得を二分することから算出される所得税額も個人単位課税で計算した各個人の所得税額の合計額よりも低い税額となる。

図 3-4：個人単位課税と世帯単位課税の税負担額の違い

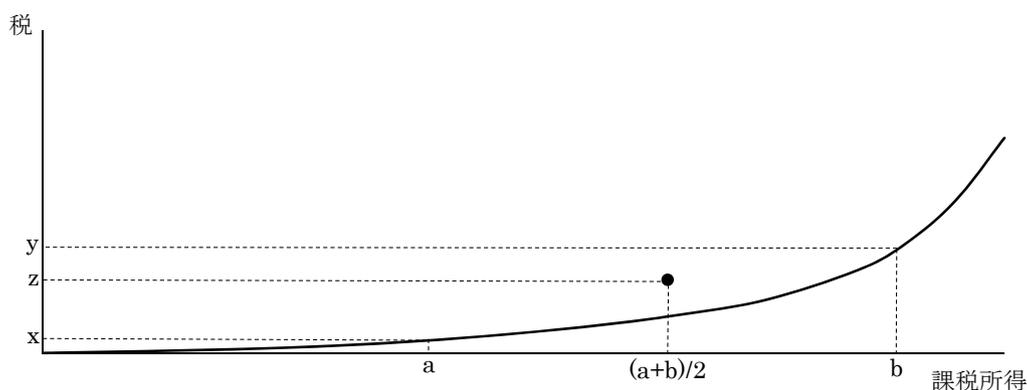


表 3-9 で示したように、税負担が変わらない階級が存在しているのは、世帯単位課税（二分二乗方式）の世帯の課税所得が個人単位課税の課税所得の 2 分の 1 であり、かつ適用される限界税率が同じであるためである。世帯単位課税（二分二乗方式）では、世帯の課税所得を二分しているが、税率を適用した後の金額を二倍していることから、世帯単位課税（二分二乗方式）の世帯の課税所得が個人単位課税の課税所得の 2 分の 1 であり、かつ適用される限界税率が同じであれば、世帯の税負担額は同じ額となる。

また、全体として減税となるのは、現行制度である個人単位課税を前提とした税率表を用いているからであり、同程度の所得税負担額となるように税率表を変更することができる。そこで、次節では、全体としての所得税負担額、すなわち収税が同程度となるような税率表の設定を試みる。

第 4 節 個人単位課税に対して税収中立的な二分二乗方式

前節までに明らかになったことは、世帯間の公平性を確保するために世帯単

位課税（二分二乗方式）を用いると、税率表を現行のままとすれば、高所得者層の減税の影響が強く表れ、全体として減収となることである。課税単位を変更しても、同程度の税収を確保できるよう、税率を調整することは可能である。そこで本節では、個人単位課税のもとで見込まれる税収と同程度の税収が見込まれる世帯単位課税（二分二乗方式）でも税率表を作り、税負担の変化を見ることにする。

前節までに用いた基礎データにある世帯数は、共稼ぎ世帯も片稼ぎ世帯も1万分比で表されている。これにもとづいた税収は、共稼ぎ世帯も片稼ぎ世帯も1：1の比率で存在することが前提となる。しかし実際には、各世帯は1：1の比率で存在しているわけではなく、実際の比率に合わせた税収を算出しなければ、課税単位の変更に伴う税収の減少を正確に測ることはできない。そこで、『平成21年労働力調査年報』（総務省）を用いて共稼ぎ世帯と片稼ぎ世帯の比率を算出すると、その比率は表3-10の通り、1.36：1.00と計算される。

表3-10：共稼ぎ世帯と片稼ぎ世帯の比率（単位：世帯）

共稼ぎ世帯	片稼ぎ世帯	合計
12,290,000	9,070,000	21,360,000
57.54%	42.46%	100.00%
1.36	1.00	比率

備考)・共稼ぎ世帯とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯としている。

・片稼ぎ世帯とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者の合計）の世帯としている。

・総務省（2010）『労働力調査年報』、参照。

上記の結果から、本稿では共稼ぎ世帯と片稼ぎ世帯の比率を1.36：1.00として再度、個人単位課税と世帯単位課税（二分二乗方式）のもとでの税収をそれぞれ計算し、その差額をもって全体の減収額とする。各年間収入階級の所得税負担額と、全体の税収は表3-11及び表3-12の通りである。なお、税収の算出上、1世帯当たりの税負担額に乗じる世帯数は、共稼ぎ世帯が1万3,600世帯、片稼ぎ世帯が1万世帯である。

表 3-11：個人単位課税のもとで計算した所得税負担（単位：円）

年間収入階級		共稼ぎ世帯									
		世帯主					配偶者				
以上	未満	(1)年間収入	(2)税負担額 (1世帯当たり)	(3)世帯分布数 (1万分比)	(4) (2)×(3)	(5) 税負担率 (2)/(1)	(1)年間収入	(2)税負担額 (1世帯当たり)	(3)世帯分布数 (1万分比)	(4) (2)×(3)	(5) 税負担率 (2)/(1)
—	300万円	1,974,348	12,200	307	3,746,012	0.62%	615,696	0	307	0	0.00%
300万円	400万円	2,631,516	31,900	885	28,239,191	1.21%	726,000	0	885	0	0.00%
400万円	500万円	3,103,944	46,100	1,513	69,769,068	1.49%	895,740	0	1,513	0	0.00%
500万円	600万円	3,551,724	59,500	1,823	108,439,132	1.68%	1,015,260	0	1,823	0	0.00%
600万円	800万円	4,289,928	91,100	3,488	317,740,897	2.12%	1,189,776	7,900	3,488	27,553,821	0.66%
800万円	1,000万円	5,086,704	166,500	2,491	414,828,141	3.27%	1,489,968	15,500	2,491	38,617,635	1.04%
1,000万円	1,250万円	5,670,108	207,400	1,659	344,060,169	3.66%	1,982,388	31,400	1,659	52,090,112	1.58%
1,250万円	1,500万円	6,032,796	232,900	845	196,914,127	3.86%	2,939,868	60,100	845	50,813,821	2.04%
1,500万円	2,000万円	6,767,136	339,100	491	166,515,068	5.01%	3,616,080	80,500	491	39,529,528	2.23%
2,000万円	—	8,101,956	552,700	97	53,628,809	6.82%	4,300,440	111,500	97	10,818,911	2.59%
合計		47,210,160	1,739,400	13,600	1,703,880,614	3.68%	18,771,216	306,900	13,600	219,423,829	1.63%

年間収入階級		片稼ぎ世帯									
		世帯主					配偶者				
以上	未満	(1)年間収入	(2)税負担額 (1世帯当たり)	(3)世帯分布数 (1万分比)	(4) (2)×(3)	(5) 税負担率 (2)/(1)	(1)年間収入	(2)税負担額 (1世帯当たり)	(3)世帯分布数 (1万分比)	(4) (2)×(3)	(5) 税負担率 (2)/(1)
—	200万円	1,793,160	6,800	109	740,442	0.38%	0	0	109	0	0.00%
200万円	300万円	2,640,876	32,200	559	17,986,981	1.22%	0	0	559	0	0.00%
300万円	400万円	3,253,236	50,500	1,529	77,236,705	1.55%	0	0	1,529	0	0.00%
400万円	500万円	3,812,988	68,400	1,728	118,205,623	1.79%	0	0	1,728	0	0.00%
500万円	600万円	4,371,384	87,900	1,788	157,173,453	2.01%	0	0	1,788	0	0.00%
600万円	800万円	5,174,688	134,700	2,207	297,259,347	2.60%	0	0	2,207	0	0.00%
800万円	1,000万円	6,114,492	200,500	1,172	234,887,602	3.28%	0	0	1,172	0	0.00%
1,000万円	1,250万円	7,417,680	367,300	612	224,722,925	4.95%	0	0	612	0	0.00%
1,250万円	1,500万円	9,331,512	677,500	201	135,944,035	7.26%	0	0	201	0	0.00%
1,500万円	—	10,654,692	911,500	96	87,513,068	8.55%	0	0	96	0	0.00%
合計		54,564,708	2,537,300	10,000	1,351,670,180	4.65%	0	0	10,000	0	0.00%

備考) 各所得税負担額は、表 3-4 及び表 3-5 で求めた金額である。

表3-12：世帯単位課税（二分二乗方式）のもとで計算した所得税負担（単位：円）

年間収入階級		共稼ぎ世帯					年間収入階級		片稼ぎ世帯				
以上	未満	(1)年間収入	(2)税負担額 (1世帯当たり)	(3)世帯分布数 (1万分比)	(4) (2)*(3)	(5) 税負担率 (2)/(1)	以上	未満	(1)年間収入	(2)税負担額 (1世帯当たり)	(3)世帯分布数 (1万分比)	(4) (2)*(3)	(5) 税負担率 (2)/(1)
-	300万円	2,590,044	12,200	307	3,746,012	0.47%	-	200万円	1,793,160	6,800	109	740,442	0.38%
300万円	400万円	3,357,516	35,700	885	31,603,107	1.06%	200万円	300万円	2,640,876	32,200	559	17,986,981	1.22%
400万円	500万円	3,999,684	58,400	1,513	88,384,242	1.46%	300万円	400万円	3,253,236	50,500	1,529	77,236,705	1.55%
500万円	600万円	4,566,984	77,800	1,823	141,791,000	1.70%	400万円	500万円	3,812,988	68,400	1,728	118,205,623	1.79%
600万円	800万円	5,479,704	112,100	3,488	390,985,231	2.05%	500万円	600万円	4,371,384	87,900	1,788	157,173,453	2.01%
800万円	1,000万円	6,576,672	147,500	2,491	367,490,395	2.24%	600万円	800万円	5,174,688	116,100	2,207	256,212,399	2.24%
1,000万円	1,250万円	7,652,496	183,900	1,659	305,075,531	2.40%	800万円	1,000万円	6,114,492	149,000	1,172	174,554,877	2.44%
1,250万円	1,500万円	8,972,664	255,600	845	216,106,702	2.85%	1,000万円	1,250万円	7,417,680	202,400	612	123,833,161	2.73%
1,500万円	2,000万円	10,383,216	349,400	491	171,572,884	3.37%	1,250万円	1,500万円	9,331,512	357,400	201	71,714,241	3.83%
2,000万円	-	12,402,396	543,000	97	52,687,612	4.38%	1,500万円	-	10,654,692	483,800	96	46,449,613	4.54%
合計		65,981,376	1,775,600	13,600	1,769,442,716	2.69%	合計		54,564,708	1,554,500	10,000	1,044,107,494	2.85%

備考) 各所得税負担額は、表3-6及び表3-7で求めた金額である。

個人単位課税のもとで算出される税収は、共稼ぎ世帯が約19億2,330万円、片稼ぎ世帯が約13億5,170万円であり、合計で約32億7,500万円となる。一方、世帯単位課税（二分二乗方式）のもとで算出される税収は、共稼ぎ世帯が約17億6,940万円、片稼ぎ世帯が約10億4,410万円であり、合計で約28億1,350万円となる。課税単位を個人単位から世帯単位（二分二乗方式）へ変更したとき、全体で約4億6,150万円の減収となる。

世帯単位課税（二分二乗方式）を用いて、個人単位課税の場合と同じ税収を確保するためには、税率表を全体的に引き上げることが必要である。具体的には、現行の各段階の税率を1.16倍（個人単位課税のもとでの税収/世帯単位課税（二分二乗方式）のもとでの税収＝約32億7,500万円/約28億1,350万円≒1.16）することで達成される。現行の税率表に1.16倍した税率表が表3-13である。

表3-13：現行の税率表を1.16倍した税率表

所得金額	限界税率
195万円以下	6%
195万円超 330万円以下	12%
330万円超 695万円以下	23%
695万円超 900万円以下	27%
900万円超 1,800万円以下	38%
1,800万円超	46%

備考) 表中の限界税率については、小数点以下を四捨五入している。

表3-13で示した税率表と基礎データを用いた、世帯単位課税（二分二乗方式）のもとでの共稼ぎ世帯の所得税負担額の算出過程が表3-14である。

表3-14：世帯単位課税（二分二乗方式）のもとでの新税率表を用いたときの共稼ぎ世帯の所得税負担額の算出（単位：円）

年間収入階級	300万円未満		300万円以上400万円未満		400万円以上500万円未満		500万円以上600万円未満		600万円以上800万円未満	
	世帯主	配偶者	世帯主	配偶者	世帯主	配偶者	世帯主	配偶者	世帯主	配偶者
①勤め先収入	164,529	51,308	219,293	60,500	258,662	74,645	295,977	84,605	357,494	99,148
②年間勤め先収入 (①×12ヶ月)	1,974,348	615,696	2,631,516	726,000	3,103,944	895,740	3,551,724	1,015,260	4,289,928	1,189,776
③給与所得控除	772,304	615,696	969,455	650,000	1,111,183	650,000	1,245,517	650,000	1,397,986	650,000
④合計所得金額 (②-③)	1,202,044	0	1,662,061	76,000	1,992,761	245,740	2,306,207	365,260	2,891,942	539,776
⑤社会保険料控除	197,435	0	263,152	0	310,394	0	355,172	0	428,993	0
⑥社会保険料控除後所得 (④-⑤)	1,004,609	0	1,398,910	76,000	1,682,366	245,740	1,951,034	365,260	2,462,950	539,776
⑦世帯の所得	1,004,609		1,474,910		1,928,106		2,316,294		3,002,726	
⑧基礎控除	760,000		760,000		760,000		760,000		760,000	
⑨世帯の課税所得 (⑦-⑧)	244,609		714,910		1,168,106		1,556,294		2,242,726	
⑩二分	122,304		357,455		584,053		778,147		1,121,363	
⑪二分 (千円未満切捨)	122,000		357,000		584,000		778,000		1,121,000	
⑫税額	7,320		21,420		35,040		46,680		67,260	
⑬二倍	14,640		42,840		70,080		93,360		134,520	
⑭二倍 (百円未満切捨)	14,600		42,800		70,000		93,300		134,500	

年間収入階級	800万円以上1,000万円未満		1,000万円以上1,250万円未満		1,250万円以上1,500万円未満		1,500万円以上2,000万円未満		2,000万円以上	
	世帯主	配偶者	世帯主	配偶者	世帯主	配偶者	世帯主	配偶者	世帯主	配偶者
①勤め先収入	423,892	124,164	472,509	165,199	502,733	244,989	563,928	301,340	675,163	358,370
②年間勤め先収入 (①×12ヶ月)	5,086,704	1,489,968	5,670,108	1,982,388	6,032,796	2,939,868	6,767,136	3,616,080	8,101,956	4,300,440
③給与所得控除	1,557,341	650,000	1,674,022	774,716	1,746,559	1,061,960	1,876,714	1,263,216	2,010,196	1,400,088
④合計所得金額 (②-③)	3,529,363	839,968	3,996,086	1,207,672	4,286,237	1,877,908	4,890,422	2,352,864	6,091,760	2,900,352
⑤社会保険料控除	508,670	148,997	567,011	198,239	603,280	293,987	676,714	361,608	810,196	430,044
⑥社会保険料控除後所得 (④-⑤)	3,020,693	690,971	3,429,076	1,009,433	3,682,957	1,583,921	4,213,709	1,991,256	5,281,565	2,470,308
⑦世帯の所得	3,711,664		4,438,508		5,266,878		6,204,965		7,751,873	
⑧基礎控除	760,000		760,000		760,000		760,000		760,000	
⑨世帯の課税所得 (⑦-⑧)	2,951,664		3,678,508		4,506,878		5,444,965		6,991,873	
⑩二分	1,475,832		1,839,254		2,253,439		2,722,482		3,495,936	
⑪二分 (千円未満切捨)	1,475,000		1,839,000		2,253,000		2,722,000		3,495,000	
⑫税額	88,500		110,340		153,360		209,640		323,850	
⑬二倍	177,000		220,680		306,720		419,280		647,700	
⑭二倍 (百円未満切捨)	177,000		220,600		306,700		419,200		647,700	

表3-13で示した税率表と基礎データを用いた、世帯単位課税（二分二乗方式）のもとでの片稼ぎ世帯の所得税負担額の算出過程が表3-15である。

表3-15：世帯単位課税（二分二乗方式）のもとでの新税率表を用いたときの片稼ぎ世帯の所得税負担額の算出（単位：円）

年間収入階級	200万円未満		200万円以上300万円未満		300万円以上400万円未満		400万円以上500万円未満		500万円以上600万円未満	
	世帯主	配偶者	世帯主	配偶者	世帯主	配偶者	世帯主	配偶者	世帯主	配偶者
①勤め先収入	149,430	0	220,073	0	271,103	0	317,749	0	364,282	0
②年間勤め先収入 (①×12ヶ月)	1,793,160	0	2,640,876	0	3,253,236	0	3,812,988	0	4,371,384	0
③給与所得控除	717,264	0	972,263	0	1,155,971	0	1,302,598	0	1,414,277	0
④合計所得金額 (②-③)	1,075,896	0	1,668,613	0	2,097,265	0	2,510,390	0	2,957,107	0
⑤社会保険料控除	179,316	0	264,088	0	325,324	0	381,299	0	437,138	0
⑥社会保険料控除後所得 (④-⑤)	896,580	0	1,404,526	0	1,771,942	0	2,129,092	0	2,519,969	0
⑦世帯の所得	896,580		1,404,526		1,771,942		2,129,092		2,519,969	
⑧基礎控除	760,000		760,000		760,000		760,000		760,000	
⑨世帯の課税所得 (⑦-⑧)	136,580		644,526		1,011,942		1,369,092		1,759,969	
⑩二分	68,290		322,263		505,971		684,546		879,984	
⑪二分 (千円未満切捨)	68,000		322,000		505,000		684,000		879,000	
⑫税額	4,080		19,320		30,300		41,040		52,740	
⑬二倍	8,160		38,640		60,600		82,080		105,480	
⑭二倍 (百円未満切捨)	8,100		38,600		60,600		82,000		105,400	

年間収入階級	600万円以上800万円未満		800万円以上1,000万円未満		1,000万円以上1,250万円未満		1,250万円以上1,500万円未満		1,500万円以上	
	世帯主	配偶者	世帯主	配偶者	世帯主	配偶者	世帯主	配偶者	世帯主	配偶者
①勤め先収入	431,224	0	509,541	0	618,140	0	777,626	0	887,891	0
②年間勤め先収入 (①×12ヶ月)	5,174,688	0	6,114,492	0	7,417,680	0	9,331,512	0	10,654,692	0
③給与所得控除	1,574,938	0	1,762,898	0	1,941,768	0	2,133,151	0	2,232,735	0
④合計所得金額 (②-③)	3,599,750	0	4,351,594	0	5,475,912	0	7,198,361	0	8,421,957	0
⑤社会保険料控除	517,469	0	611,449	0	741,768	0	913,260	0	966,188	0
⑥社会保険料控除後所得 (④-⑤)	3,082,282	0	3,740,144	0	4,734,144	0	6,285,100	0	7,455,770	0
⑦世帯の所得	3,082,282		3,740,144		4,734,144		6,285,100		7,455,770	
⑧基礎控除	760,000		760,000		760,000		760,000		760,000	
⑨世帯の課税所得 (⑦-⑧)	2,322,282		2,980,144		3,974,144		5,525,100		6,695,770	
⑩二分	1,161,141		1,490,072		1,987,072		2,762,550		3,347,885	
⑪二分 (千円未満切捨)	1,161,000		1,490,000		1,987,000		2,762,000		3,347,000	
⑫税額	69,660		89,400		121,440		214,440		289,810	
⑬二倍	139,320		178,800		242,880		428,880		579,620	
⑭二倍 (百円未満切捨)	139,300		178,800		242,800		428,800		579,600	

表 3 - 16 : 世帯単位課税 (二分二乗方式) のもとで新税率を用いて計算した所得税負担

(単位 : 円)

年間収入階級		共稼ぎ世帯					年間収入階級		片稼ぎ世帯				
以上	未満	(1) 年間収入	(2) 税負担額 (1 世帯当たり)	(3) 世帯分布数 (1 万分比)	(4) (2)×(3)	(5) 税負担率 (2)/(1)	以上	未満	(1) 年間収入	(2) 税負担額 (1 世帯当たり)	(3) 世帯分布数 (1 万分比)	(4) (2)×(3)	(5) 税負担率 (2)/(1)
-	300万円	2,590,044	14,600	307	4,482,932	0.56%	-	200万円	1,793,160	8,100	109	881,997	0.45%
300万円	400万円	3,357,516	42,800	885	37,888,319	1.27%	200万円	300万円	2,640,876	38,600	559	21,562,033	1.46%
400万円	500万円	3,999,684	70,000	1,513	105,940,016	1.75%	300万円	400万円	3,253,236	60,600	1,529	92,684,046	1.86%
500万円	600万円	4,566,984	93,300	1,823	170,039,849	2.04%	400万円	500万円	3,812,988	82,000	1,728	141,708,496	2.15%
600万円	800万円	5,479,704	134,500	3,488	469,112,521	2.45%	500万円	600万円	4,371,384	105,400	1,788	188,465,096	2.41%
800万円	1,000万円	6,576,672	177,000	2,491	440,988,475	2.69%	600万円	800万円	5,174,688	139,300	2,207	307,410,743	2.69%
1,000万円	1,250万円	7,652,496	220,600	1,659	365,957,923	2.88%	800万円	1,000万円	6,114,492	178,800	1,172	209,465,852	2.92%
1,250万円	1,500万円	8,972,664	306,700	845	259,311,132	3.42%	1,000万円	1,250万円	7,417,680	242,800	612	148,550,847	3.27%
1,500万円	2,000万円	10,383,216	419,200	491	205,848,176	4.04%	1,250万円	1,500万円	9,331,512	428,800	201	86,041,036	4.60%
2,000万円	-	12,402,396	647,700	97	62,846,715	5.22%	1,500万円	-	10,654,692	579,600	96	55,647,366	5.44%
合計		65,981,376	2,126,400	13,600	2,122,416,059	3.22%	合計		54,564,708	1,864,000	10,000	1,252,417,511	3.42%

備考) 各所得税負担額は、表 3 - 14 及び表 3 - 15 で求めた金額である。

新税率を適用した場合の所得税負担を示した表 3 - 16 から、合計税収は、共稼ぎ世帯が約 21 億 2,240 万円、片稼ぎ世帯が約 12 億 5,240 万円であり、合計で約 33 億 7,480 万円となる。現行制度である個人単位を用いたときの共稼ぎ世帯と片稼ぎ世帯の合計した税収が、約 32 億 7,500 万円であったので、現行の税率表を 1.16 倍することによって、現行制度である個人単位課税のもとで算出される税収に対して中立的な世帯単位課税制度が構築される。課税単位を変更することによって生じる減収は、税率表を表 3 - 13 の通りにすることで解消される。次に年間収入階級別の税負担の変化を表 3 - 17 で示した。

表 3 - 17 : 課税単位の変更に伴う年間収入階級別の税負担額の変化 (単位 : 円)

年間収入階級		共稼ぎ世帯					
以上	未満	(1)年間収入額	(2)税負担額 (1世帯当たり)	(3)世帯分布数 (1万分比)	(4) (2)*(3)	増減税の判定	増減税額 (1世帯当たり)
—	300万円	2,590,044	14,600	307	4,482,932	増税	2,400
300万円	400万円	3,357,516	42,800	885	37,888,319		10,900
400万円	500万円	3,999,684	70,000	1,513	105,940,016		23,900
500万円	600万円	4,566,984	93,300	1,823	170,039,849		33,800
600万円	800万円	5,479,704	134,500	3,488	469,112,521		35,500
800万円	1,000万円	6,576,672	177,000	2,491	440,988,475	減税	-5,000
1,000万円	1,250万円	7,652,496	220,600	1,659	365,957,923		-18,200
1,250万円	1,500万円	8,972,664	306,700	845	259,311,132	増税	13,700
1,500万円	2,000万円	10,383,216	419,200	491	205,848,176	減税	-400
2,000万円	—	12,402,396	647,700	97	62,846,715		-16,500
合計		65,981,376	2,126,400	13,600	2,122,416,059	—	80,100

年間収入階級		片稼ぎ世帯					
以上	未満	(1)年間収入額	(2)税負担額 (1世帯当たり)	(3)世帯分布数 (1万分比)	(4) (2)*(3)	増減税の判定	増減税額 (1世帯当たり)
—	200万円	1,793,160	8,100	109	881,997	増税	1,300
200万円	300万円	2,640,876	38,600	559	21,562,033		6,400
300万円	400万円	3,253,236	60,600	1,529	92,684,046		10,100
400万円	500万円	3,812,988	82,000	1,728	141,708,496		13,600
500万円	600万円	4,371,384	105,400	1,788	188,465,096		17,500
600万円	800万円	5,174,688	139,300	2,207	307,410,743		4,600
800万円	1,000万円	6,114,492	178,800	1,172	209,465,852	減税	-21,700
1,000万円	1,250万円	7,417,680	242,800	612	148,550,847		-124,500
1,250万円	1,500万円	9,331,512	428,800	201	86,041,036		-248,700
1,500万円	—	10,654,692	579,600	96	55,647,366		-331,900
合計		54,564,708	1,864,000	10,000	1,252,417,511	—	-673,300

共稼ぎ世帯では、年間収入階級が 800 万円未満の世帯で増税となる。1,250 万円以上 1,500 万円未満の世帯でも増税となるが、これは限界税率が関係している。前述の通り、世帯単位課税（二分二乗方式）で高所得世帯が減税となるのは、世帯の課税所得が二分された後に税率が適用されることから、高所得世

帯が適用を受ける限界税率が下がるためである。ここで 1,250 万円以上 1,500 万円未満の世帯についてみると、個人単位課税のもとでの世帯主の課税所得は 330 万 2,000 円であり、限界税率 20% が適用される課税所得は 2,000 円であって、その税額は 400 円である。配偶者の課税所得は 120 万 3,000 円であり、適用される限界税率は 5% である。世帯単位課税（二分二乗方式）のもとでの税率を適用する世帯の課税所得を二分した額は、225 万 3,000 円であり、適用される限界税率は 12% である。さらに、この税率を適用したあとの金額を二倍した金額を世帯の税額としている。個人単位課税のもとで限界税率 20% が適用される所得が低いこと、及び世帯単位課税のもとで税率適用後の額を二倍していることから増税となっており、この階級の全ての世帯が増税となるわけではない。共稼ぎ世帯では全体の傾向として高所得世帯が減税となるといえる。

片稼ぎ世帯でも、年間収入階級が 800 万円未満の世帯で増税となりそれ以上の世帯では減税となっており、片稼ぎ世帯でも高所得世帯が減税となる傾向がある。また、共稼ぎ世帯と片稼ぎ世帯を比較すると、片稼ぎ世帯の方が全体として減税となることから、高所得片稼ぎ世帯の税負担が軽くなる。税率を変更しなければ図 3-4 で確認したように、世帯単位課税（二分二乗方式）に変更しても増税となる世帯はない。しかし税率を変更した場合は、増税となる世帯が存在することになる。

図 3-5 : 共稼ぎ世帯の税負担の変化

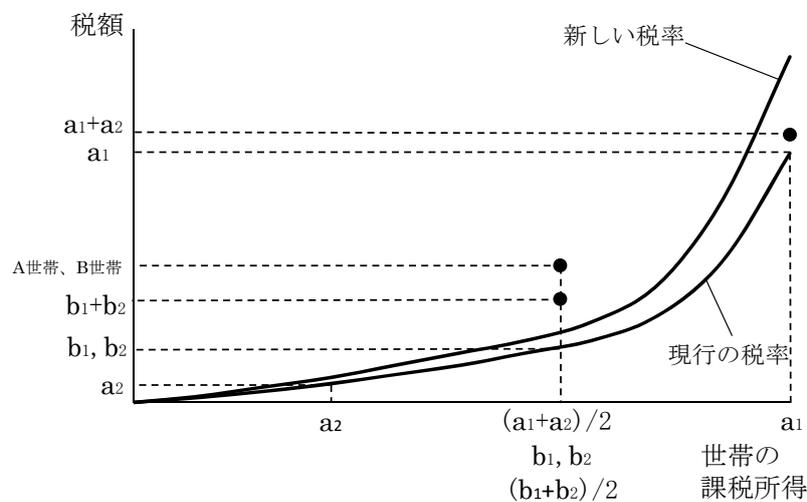


図3-5は、共稼ぎ世帯の税負担の変化について図示したものである。A世帯は世帯主とその配偶者の稼得割合が、世帯主>配偶者である世帯であり、B世帯は世帯主とその配偶者の稼得割合が、世帯主=配偶者である世帯である。A世帯における世帯の課税所得とそれに対応する税額を a_1 と a_2 で示している。個人単位課税のもとでの両者の税負担額の合計は a_1+a_2 となり、世帯単位課税（二分二乗方式）のもとでの税負担額は、A世帯と示したところとなる。この場合、A世帯は課税単位の変更によって減税となる。一方、B世帯における世帯の課税所得とそれに対応する税額を b_1 と b_2 で示している。個人単位課税のもとでの両者の税負担額の合計は b_1+b_2 となり、世帯単位課税（二分二乗方式）のもとでの税負担額はB世帯と示したところとなる。この場合、B世帯は課税単位の変更によって増税となる。

図3-6：片稼ぎ世帯の税負担の変化

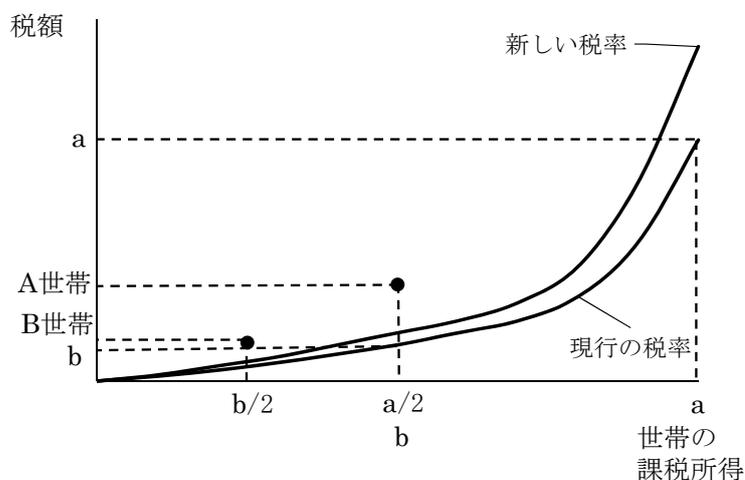


図3-6は、片稼ぎ世帯の税負担の変化について図示したものである。A世帯もB世帯も世帯主のみが稼得者であるが、A世帯の世帯主がB世帯の世帯主よりも2倍の課税所得をもつ世帯主である。A世帯における世帯の課税所得とそれに対応する税額を a と示している。個人単位課税のもとでの税負担額は a であり、A世帯の税負担額も a である。世帯単位課税（二分二乗方式）のもとでの税負担額は、A世帯と示したところとなる。この場合、A世帯は課税単位

の変更によって減税となる。一方、B世帯における世帯の課税所得とそれに対応する税額を b と示している。個人単位課税のもとでの税負担額は b であり、B世帯の税負担額も b である。世帯単位課税（二分二乗方式）のもとでの税負担額は、B世帯と示したところとなる。この場合、B世帯は課税単位の変更によって増税となる。

以上のことから、共稼ぎであれば世帯主とその配偶者の稼得割合に、片稼ぎ世帯であれば世帯主の年間収入額にそれぞれ応じて減税となるか増税となるかが決定する。共稼ぎ世帯では、世帯主とその配偶者の稼得割合が乖離するにつれて減税となる。片稼ぎ世帯では、世帯主の年間収入額が高い世帯で減税となる。本章で行ったシミュレーションでは、その減税となるか増税となるかの境目が、共稼ぎ世帯でも片稼ぎ世帯でも年間収入階級が 800 万円となったものである。

前述の通り、共稼ぎ世帯では世帯主とその配偶者の稼得割合が乖離するにつれて減税となる。しかしこれまでのシミュレーションで用いた基礎データでは、共稼ぎ世帯の世帯主とその配偶者の稼得した額は、平均の値であったため稼得割合の違いによる税負担額の変化について詳細に見ることができなかった。そこで次節では課税単位の変更による税負担の影響について、稼得割合の異なる夫婦間で比較し検討する。

第5節 稼得割合の異なる夫婦間での税負担

第1項 個人単位課税のもとでの所得税負担

本節では、世帯の年間給与収入が同じで世帯主とその配偶者の稼得割合の異なる世帯を設定し、現行の課税単位である個人単位課税のもとで算出される所得税負担額と、社会保険料控除後所得を合算する二分二乗方式の世帯単位課税のもとで、表 3-13 で示した新税率表を適用したときに算出される所得税負担額を算出し、世帯主とその配偶者の稼得割合が異なる世帯別に所得税負担がどのように変化するかを検討することで、課税単位の変更による所得税負担の影響について考察する。

そのために本項では、現行の課税単位を用いた場合に算出される所得税負担

額を示す。第2項では、表3-13で示した新税率表を適用した場合の所得税負担額を、世帯単位課税（二分二乗方式）をもとに算出する。使用するデータは、前章で共稼ぎ世帯の税負担額を算出したものと同じく『平成21年全国消費実態調査』（総務省）の第2表「年間収入階級・年間収入十分位階級別1世帯当たり1か月の収入と支出」のうち、年間収入階級別のデータを用いる。ここでは最も世帯分布数が多い、年間収入階級が600万円から800万円の世帯について、下記の通り稼得割合をケース1からケース4まで設定し、現行の課税単位である個人単位を用いた場合の所得税負担額を示す。

ケース1：稼得割合が世帯主とその配偶者で6：0の場合

ケース2：稼得割合が世帯主とその配偶者で5：1の場合

ケース3：稼得割合が世帯主とその配偶者で4：2の場合

ケース4：稼得割合が世帯主とその配偶者で3：3の場合

個人単位課税のもとで税負担額を算出すると、それぞれのケースの世帯で表3-18の通りとなる。

表3-18：個人単位課税のもとで算出される世帯主とその配偶者の稼得割合別の税負担額（単位：円）

年間収入階級	稼得割合 世帯主：配偶者 6：0		稼得割合 世帯主：配偶者 5：1		稼得割合 世帯主：配偶者 4：2		稼得割合 世帯主：配偶者 3：3	
	世帯主	配偶者	世帯主	配偶者	世帯主	配偶者	世帯主	配偶者
①年間収入	6,925,000		6,925,000		6,925,000		6,925,000	
②年間収入 (稼得割合配分後)	6,925,000	0	5,770,833	1,154,167	4,616,667	2,308,333	3,462,500	3,462,500
③給与所得控除	1,892,500	0	1,694,167	650,000	1,463,333	872,500	1,218,750	1,218,750
④合計所得金額 (②-③)	5,032,500	0	4,076,667	504,167	3,153,333	1,435,833	2,243,750	2,243,750
⑤基礎控除	380,000	0	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000
⑥配偶者控除	380,000	0	260,000	0	0	0	0	0
⑦社会保険料控除	692,500	0	577,083	0	461,667	230,833	346,250	346,250
⑧課税所得 (④-⑤+⑥+⑦)	3,580,000	0	2,859,583	124,167	2,311,667	825,000	1,517,500	1,517,500
⑨課税所得 (千円未満切捨)	3,580,000	0	2,859,000	124,000	2,311,000	825,000	1,517,000	1,517,000
⑩税額	288,500	0	188,400	6,200	133,600	41,250	75,850	75,850
⑪税額 (百円未満切捨)	288,500	0	188,400	6,200	133,600	41,200	75,800	75,800

表3-18に掲げた各世帯が、課税単位を変更することによって、税負担がどのように変化するかを次項で検討する。

第2項 世帯単位課税（二分二乗方式）のもとでの所得税負担

本項ではまず、前節で掲げた稼得割合別のケース世帯を用いて、世帯単位課税（二分二乗方式）のもとで所得税負担額を算出する。次に前節で算出した個人単位課税のもとでの所得税負担との関係を考察し、課税単位の変更によってどの程度、所得税負担が変化するか、稼得割合の違いによってどの様な違いがあるかを検討する。世帯単位課税（二分二乗方式）によるケース世帯別の所得税負担額は、表3-19の通りである。

表3-19: 世帯単位課税のもとで算出される世帯主とその配偶者の稼得割合別の税負担額（単位：円）

年間収入階級 稼得者	稼得割合 世帯主：配偶者 6：0		稼得割合 世帯主：配偶者 5：1		稼得割合 世帯主：配偶者 4：2		稼得割合 世帯主：配偶者 3：3	
	世帯主	配偶者	世帯主	配偶者	世帯主	配偶者	世帯主	配偶者
①年間収入	6,925,000		6,925,000		6,925,000		6,925,000	
②年間収入 (稼得割合配分後)	6,925,000	0	5,770,833	1,154,167	4,616,667	2,308,333	3,462,500	3,462,500
③給与所得控除	1,892,500	0	1,694,167	650,000	1,463,333	872,500	1,218,750	1,218,750
④合計所得金額 (②-③)	5,032,500	0	4,076,667	504,167	3,153,333	1,435,833	2,243,750	2,243,750
⑤社会保険料控除	692,500	0	577,083	0	461,667	230,833	346,250	346,250
⑥社会保険料控除後所得 (④-⑤)	4,340,000	0	3,499,583	504,167	2,691,667	1,205,000	1,897,500	1,897,500
⑦世帯の所得	4,340,000		4,003,750		3,896,667		3,795,000	
⑧基礎控除	760,000		760,000		760,000		760,000	
⑨世帯の課税所得 (⑦-⑧)	3,580,000		3,243,750		3,136,667		3,035,000	
⑩二分 (⑨/2)	1,790,000		1,621,875		1,568,333		1,517,500	
⑪二分 (千円未満切捨)	1,790,000		1,621,000		1,568,000		1,517,000	
⑫税額	107,400		97,260		94,080		91,020	
⑬二倍 (⑫×2)	214,800		194,520		188,160		182,040	
⑭二倍 (百円未満切捨)	214,800		194,500		188,100		182,000	

ここで、課税単位を変更したことにより、税負担がどのように変化するかを表3-20で示す。

表 3 - 20 : 個人単位課税と世帯単位課税 (二分二乗方式) のもとで算出される税負担額

(単位 : 円)

個人単位						
	世帯主			配偶者		
稼得割合	(1) 年間収入額	(2) 税負担額	(3) 所得税負担率 (2) / (1)	(1) 年間収入額	(2) 税負担額	(3) 所得税負担率 (2) / (1)
6 : 0	6,925,000	288,500	4.17%	0	0	0.00%
5 : 1	5,770,833	188,400	3.26%	1,154,167	6,200	0.54%
4 : 2	4,616,667	133,600	2.89%	2,308,333	41,200	1.78%
3 : 3	3,462,500	75,800	2.19%	3,462,500	75,800	2.19%

世帯単位					
稼得割合	(1) 年間収入額	(2) 税負担額	(3) 所得税負担率 (2) / (1)	増減税の判定	増減税額 (1世帯当たり)
6 : 0	6,925,000	214,800	3.10%	減税	-73,700
5 : 1	6,925,000	194,500	2.81%		-100
4 : 2	6,925,000	188,100	2.72%	増税	13,300
3 : 3	6,925,000	182,000	2.63%		30,400

課税単位を個人単位課税から世帯単位課税(二分二乗方式)へ変更したとき、世帯主とその配偶者の稼得割合が6 : 0の世帯と5 : 1の世帯が減税となり、それ以外の世帯は増税、特に稼得割合が3 : 3に近づくほど増税額は高くなる。課税単位を世帯単位課税(二分二乗)に変更することは、前章で検討したように、片稼ぎ世帯の税負担が軽くなる。

このように、世帯主とその配偶者の稼得割合が3 : 3に近づくにつれて増税額が高くなる傾向は、他の階級でもいえるかどうかを検討する。表3 - 21では、個人単位課税から世帯単位課税(二分二乗方式)に変更した場合の税負担額の変化額を示したものである。世帯主とその配偶者の稼得割合が3 : 3の世帯では、すべての階級で増税となる。他の階級をみると、世帯主とその配偶者の稼得割合に関わらず、年間収入階級が500万円未満の世帯では増税となる。年間収入階級が500万円以上の世帯では、世帯主とその配偶者の稼得割合が6 : 0の世帯、すなわち片稼ぎ世帯は減税となっていることから、前節で検討したように、高所得片稼ぎ世帯の税負担が軽くなる。

表 3 - 21 : 課税単位の変更に伴う年間収入階級別の税負担額の変化 (単位 : 円)

年間収入階級	世帯主とその配偶者の稼得割合			
	6 : 0	5 : 1	4 : 2	3 : 3
300万円未満	4,800	2,400	8,500	10,900
300万円以上 400万円未満	11,900	8,300	23,200	10,100
400万円以上 500万円未満	18,500	19,400	15,600	15,800
500万円以上 600万円未満	-3,800	34,700	21,800	21,600
600万円以上 800万円未満	-73,700	-100	13,300	30,400
800万円以上 1,000万円未満	-217,600	-132,200	12,800	48,400
1,000万円以上 1,250万円未満	-324,000	-232,300	-35,400	78,800
1,250万円以上 1,500万円未満	-364,100	-179,800	29,200	127,200
1,500万円以上 2,000万円未満	-651,300	-228,800	160,400	201,100
2,000万円以上	-1,058,600	-485,000	91,300	373,000

表 3 - 21 をみると、世帯主とその配偶者の稼得割合が 3 : 3 に近づくとつれて増税額が高くなるという傾向は全体として見られるものではないが、世帯主とその配偶者の稼得割合が 3 : 3 の世帯がどの階級においても増税となることに変わりはない。

しかし、高所得世帯が減税となる場合でも税率表の調整を行うことは可能である。すなわち、増税となる階級までは税率を現行のままとし、合計の税収が減ることにならないよう、減税となる階級の税率を引き上げることは可能である。そして、本稿で検討した世帯単位課税 (二分二乗方式) は、世帯主とその配偶者の稼得割合に関わらず世帯の課税所得が等しい世帯が等しく課税され、世帯の公平性が保たれることとなる。課税単位を世帯単位課税 (二分二乗方式) に変更する場合、次の 5 点のわが国の現行の所得税法を変更する必要がある。

第一に、所得税法第 2 条第 3 号に定める居住者の定義について、個人と定めている箇所を単身者又は夫婦に変更する。第二に、所得税法第 21 条に定めている所得税額の計算の順序、所得税法第 86 条に定めている基礎控除及び所得税法第 89 条に定めている税率を適用する所得のそれぞれの規定について、居住者が夫婦である場合には、両者のそれぞれの給与収入額から給与所得控除と社会保険料控除を控除した残額を合算した額に、2 人分の基礎控除を行った残額に 2 分の 1 を乗じたものが税率を適用する所得となるように変更する。また、居住者が夫婦である場合には、税率を適用した額を 2 倍したものを所得税額とするよう変更する。第三に、所得税法第 83 条に定める配偶者控除の規定を削除する。第四に、所得税法第 83 条の 2 に定める配偶者特別控除の規定を削除

する。第五に、所得税法第 89 条に定める税率表について、居住者が夫婦である場合には、表 3-13 で掲げた税率表を適用する旨の規定を追加する。

以上の様に変更することによって、本稿で検討した世帯単位課税（二分二乗方式）とすることができ、これにもとづいて課税を行えば、現行の個人単位課税では満たされなかった世帯間の公平性を満たすことが可能となる。

おわりに

本稿では、所得税制の課税単位に関する研究として、わが国の課税単位を個人単位課税から世帯単位課税に変更したときに税負担がどの様に変化するのか、シミュレーションを行い考察した。

シミュレーションでは、共稼ぎ世帯と片稼ぎ世帯との比率を『労働力調査年報』（総務省）を用いて決定し税収計算に用いた。また、現行の税率のまま世帯単位課税（二分二乗方式）に移行することは減収となることから、個人単位課税に対して税収中立的な世帯単位課税（二分二乗方式）となるような税率表を決定した。その税率表をもとにして、税負担額を算出すると、共稼ぎ世帯でも片稼ぎ世帯でも年間収入階級が 800 万円未満の世帯で増税となり、それ以上の世帯で減税となる傾向を明らかにすることができた。

しかし本稿で行ったシミュレーションは世帯主とその配偶者の 2 人世帯を対象としたものである。すなわち、扶養親族がいる場合の検討については行っていない。扶養親族がいる場合、その親族の考慮の方法についての検討が必要である。これには、本稿で取り上げた二分二乗方式を基礎に、扶養親族については所得控除を行う方法と、N 分 N 乗方式を用いて扶養親族を除数に含める方法とが考えられる。それぞれのシミュレーションを行い、税負担の変化について示す必要がある。その結果を踏まえたうえで、世帯単位課税へ移行する場合の所得税法の変更が求められる。

以上の検討課題は残るものの、本稿で行ったシミュレーションは、世帯単位課税へ移行した場合の税負担額の変化とその傾向を明らかにすることができた。二分二乗方式を用いた場合、現行税率表のもとでは減収となると指摘されるが、本稿では全体的に税率を 1.16 倍に引き上げることで減収が解消されるということを示している。また、引き上げ後の税率にもとづいて算出した税負担額について、現行の個人単位課税のもとで算出される税負担額との変化の傾向としては、世帯主とその配偶者の稼得割合が近づくと税負担が増えるという傾向も明らかにした。また、年間収入階級が 800 万円未満の世帯が増税となり、それ以上の世帯が減税となる傾向も、年間収入階級が 800 万円未満の世帯を現在と同程度の税負担にし、それ以上の世帯を増税となるように税率表を

変更することができる。

世帯単位課税は世帯間の公平性を重視するものである。また、本稿で述べているように、課税単位は、個人か世帯のいずれかが望ましいものであるというものではなく、常に現行のものが適しているかどうかについては、議論をし続ける必要がある。したがって、上述の検討課題を明らかにしつつ、世帯単位課税に移行した場合の税負担のシミュレーションを行いその効果について検討することによって、わが国の課税単位の議論の一助になるよう今後も努力が必要ではあるが、本稿はその第一歩として、本稿で検討した世帯単位課税（二分二乗方式）にするために必要な5点のわが国の現行の所得税法の変更すべきところをあげている。

第一に、所得税法第2条第3号に定める居住者の定義について、個人と定めている箇所を単身者又は夫婦に変更する。第二に、所得税法第21条に定めている所得税額の計算の順序、所得税法第86条に定めている基礎控除及び所得税法第89条に定めている税率を適用する所得のそれぞれの規定について、居住者が夫婦である場合には、両者のそれぞれの給与収入額から給与所得控除と社会保険料控除を控除した残額を合算した額に、2人分の基礎控除を行った残額に2分の1を乗じたものが税率を適用する所得となるように変更する。また、居住者が夫婦である場合には、税率を適用した額を2倍したものを所得税額とするよう変更する。第三に、所得税法第83条に定める配偶者控除の規定を削除する。第四に、所得税法第83条の2に定める配偶者特別控除の規定を削除する。第五に、所得税法第89条に定める税率表について、居住者が夫婦である場合には、表3-13で掲げた税率表を適用する旨の規定を追加する。

以上の様に変更することによって、本稿で検討した世帯単位課税（二分二乗方式）とすることができ、これにもとづいて課税を行えば、現行の個人単位課税では満たされなかった世帯間の公平性を満たすことが可能となる。

【参考文献】

- ・飯野 靖四（1982）「所得税における「妻」の座の取り扱い」『季刊 社会保障研究』第 18 卷 第 2 号. pp.184-197.
- ・大田 弘子（1994）「女性の変化と税制—課税単位をめぐって—」
野口 悠紀雄 編『税制改革の新設計』日本経済新聞社.
pp.185-219.
- ・岡村 忠生（1999）「所得税改革と課税最低限」『税経通信』
第 54 卷 第 12 号. pp.17-27.
- ・奥谷 健（2006）「扶養にかかる人的控除と社会保険料負担」『島大法学』
第 49 卷 第 4 号. pp.139-174.
- ・貝塚 啓明（1985）「二分二乗制の是非と妻の座」『税経通信』
第 40 卷 第 10 号. pp.25-29.
- ・鎌倉 治子（2009）「諸外国の課税単位と基礎的な人的控除—給付付き税額控除を視野に入れて—（資料）」
『レファレンス』第 706 号. pp.103-130.
- ・金子 宏（1996a）『所得税の理論と課題』税務経理協会.
- ・金子 宏（1996b）『課税単位及び譲渡所得の研究』有斐閣.
- ・金子 宏（2011）『租税法（第 16 版）』弘文堂.
- ・岸 昌三（2004）「所得税の納税単位問題」『追手門経済・経営研究』
第 11 卷. pp.1-5.
- ・佐々木 潤子（1997）「所得税法における課税最低限と最低生活費（一）」
『民商法雑誌』第 117 卷 第 1 号. pp.35-73.
- ・税理士法人トーマツ編（2008）『欧州主要国の税法（第 2 版）』中央経済社.
- ・武田 公子（2011）「個人所得課税をめぐる諸論点」『立命館経済学』
第 59 卷 第 6 号. pp.277-294.
- ・都村 敦子（1992）「税制および社会和尚制度における家族の取り扱い—家族の変容・労働の変容への対応—」金森 久雄・島田 春雄・伊部 英男 編『高齢化社会の経済政策』東京大学出版会
pp.183-250.

- ・都村 敦子 (2002) 「家族政策の国際比較」国立社会保障・人口問題研究所 編
『少子社会の子育て支援』東京大学出版会. pp.19-46.
- ・中村 良広 (2013) 『所得税改革—日本とドイツ—』税務経理協会.
- ・橋本 恭之・鈴木 善充 (2012) 『租税政策論』清文社.
- ・林 宏昭 (1999) 「所得税の控除制度と課税単位のあり方について」
『総合税制研究』第4号. pp.156-178.
- ・林 宏昭 (2000a) 「所得税改革の視点」『総合税制研究』第8号. pp.135-155.
- ・林 宏昭 (2000b) 「課税最低限と税率構造」『税経通信』
第55巻 第12号. pp.86-93.
- ・林 宏昭 (2001) 「所得税の課税単位に関する論点と国際比較」
『国際税制研究』第6号. pp.96-102.
- ・林 宏昭 (2002) 『どう臨む、財政危機下の税制改革』清文社.
- ・林 宏昭 (2011) 『税と格差社会』日本経済新聞出版社.
- ・藤田 清 (1992) 『所得税の基礎理論』中央経済社.
- ・水野 忠恒 (2003) 「所得控除と憲法問題」『日税研論集』第52号. pp.25-89.
- ・御船 洋 (1998) 「課税単位の選択と経済厚生」『商学論纂』第39巻
第5・6号. pp.149-170.
- ・宮島 洋 (1986) 『租税論の展開と日本の税制』日本評論社.
- ・森信 茂樹 編著 (2008) 『給付つき税額控除』中央経済社.
- ・Cathal O'Donoghue and Holly Sutherland (1999), "Accounting for the family in European income tax systems" *CAMBRIDGE JOURNAL OF ECONOMICS*, pp.565-598.
- ・Donald B. Mash (1943), "The Taxation of Imputed Income" *Political Science Quarterly*, pp.514-536.
- ・GHQ (1949), *REPORT ON JAPANESE TAXATION BY THE SHOUP MISSION*, GENERAL HEADQUARTERS SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS.
- ・J.E.Meade (1978), *THE STRUCTURE AND REFORM OF DIRECT TAXATION*, THE INSTITUTE FOR FISCAL STUDIES.

- Joseph A. Pechman and Gary V. Engelhardt (1990), “The Income Tax Treatment of the Family: An International perspective” *NATIONAL TAX JOURNAL*, pp.1-22.
- LIAM MURPHY & THOMAS NAGEL (2002), *The Myth of Ownership: Taxes and Justice*, OXFORD UNIVERSITY PRESS.
- OECD(2012), *Taxing Wages 2011*, OECD Publishing.

【参考資料】

- 厚生労働省（2010）『平成 20 年 所得再分配調査報告書』
- 厚生労働省（2011）『平成 22 年人口動態統計』
- 国税庁（各年版）『民間給与実態統計調査』
- 国税庁（2011）『国税庁統計年報』
- 財務省 HP『所得税の課税差最低限の内訳及び算出方法』
http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/income/043.htm
（2012 年 11 月 11 日、現在。）
- 財務省 HP『国民経済に占める財政の役割（国際比較）』
http://www.mof.go.jp/budget/fiscal_condition/basic_data/201104/index.htm
（2013 年 4 月 3 日、現在。）
- 財務省 HP『所得税の課税最低限及び税額と一般的な給付の給付額が等しくなる給与収入の国際比較』
https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/income/028b.htm
（2013 年 4 月 3 日、現在。）
- 財務省 HP『平成 23 年度 一般会計歳入・歳出決算の概要』
https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/account/fy2011/ke2411.htm
（2013 年 12 月 11 日、現在。）
- 財務総合政策研究所（2012）『財政金融統計月報第 722 号』
- 政府税制調査会 専門小委員会（1986）「政府税制調査会 専門小委員会報告（1）課税単位に関する専門小委員会報告」『ファイナンス』第 22 巻 第 1 号. pp.93-98.

- ・ 政府税制調査会（1994）「今後の税制のあり方についての答申―「公正で活力ある高齢化社会」を目指して―」『租税研究』第 531 号. pp.118-128.
- ・ 政府税制調査会 基礎問題小委員会（2005）『個人所得税に関する論点整理』
- ・ 総務省（2010）『平成 21 年労働力調査年報』
- ・ 総務省（2012）『平成 21 年全国消費実態調査報告（第 6 巻）特定世帯編』
- ・ 総務省（2012）『家計調査年報 平成 23 年版』
- ・ 総務省 HP『地方税に関する統計等 市町村税課税状況等の調』
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran09_11.html（2013 年 7 月 10 日、現在。）
- ・ 日本経済再生本部（2013）『日本再興戦略―JAPAN is BACK―』